



損保ジャパン日本興亜

サイバー保険 約款集

<2016年7月1日以降保険始期契約用>

この保険契約に適用される特約条項・追加条項は、下記の特約条項・追加条項のうち、
保険証券または付属別紙に表示されたものとなります。

＜目次＞

賠償責任保険普通保険約款	2
賠償責任保険追加条項	15
保険料分割払特約条項(大口用)	30
共同保険に関する特約条項	33
クレジットカードによる保険料支払に関する特約条項	34
初回保険料の口座振替に関する特約条項	36
保険料の確定に関する追加条項(賠償責任保険用)	38
情報サービス業者・電気通信事業者特約条項(サイバー保険用)(2016年7月1日以降保険始期契約用)	39
事故対応特別費用担保追加条項(サイバー保険用)(2016年7月1日以降保険始期契約用)	47
利益担保追加条項(サイバー保険用)(2016年7月1日以降保険始期契約用)	51
営業継続費用担保追加条項(サイバー保険用)(2016年7月1日以降保険始期契約用)	55
情報サービス業者・電気通信事業者特約条項(サイバー保険用)(2016年6月30日以前保険始期契約用)	58
事故対応特別費用担保追加条項(サイバー保険用)(2016年6月30日以前保険始期契約用)	66
利益担保追加条項(サイバー保険用)(2016年6月30日以前保険始期契約用)	70
営業継続費用担保追加条項(サイバー保険用)(2016年6月30日以前保険始期契約用)	74

賠償責任保険普通保険約款

<用語の定義（五十音順）>

普通保険約款または特約条項等において、次の用語はそれぞれ次の定義によります。ただし、別途定義がある場合は、その定義によります。

用語	定義
売上高	保険期間中に被保険者が販売したすべての商品の税込対価の総額をいいます。
財物の損壊	財産的価値を有する有体物の滅失、損傷または汚損をいい、盗取もしくは詐取されることまたは紛失を含みません。
事故	特約条項等に記載された事故をいいます。
失効	保険契約の全部または一部の効力を将来に向かって失うことをいいます。
使用者	次の①および②に掲げる者をいいます。 ① 被保険者との間に使用従属関係がある者で、被保険者から賃金の支払いを受けている者 ② 被保険者の下請負人との間に使用従属関係がある者で、被保険者の下請負人から賃金の支払を受ける者 なお、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）に規定する労働者派遣事業者から被保険者または被保険者の下請負人に對して派遣された派遣労働者は使用者とみなします。
身体の障害	身体の傷害および疾病をいい、これらに起因する後遺障害および死亡を含みます。
損害賠償請求権者	事故による身体の障害または財物の損壊について、被保険者が法律上の賠償責任を負担することとなった相手方をいいます。
他人	被保険者以外の者をいいます。
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
賃金	保険証券記載の業務に従事する被保険者の被用者に対して、保険期間中における労働の対価として被保険者が支払うべき金額の総額をいい、その名称を問いません。
特約条項等	特約条項または追加条項をいいます。
入場者	保険期間中に、有料または無料を問わず保険証券記載の施設に入場を許された総人員をいいます。ただし、被保険者の使用者および被保険者の使用者と世帯を同じくする親族を除きます。
反社会的勢力	暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
被保険者	保険証券の被保険者欄に記載された者をいいます。
保険金額	この保険契約により補償される損害が発生した場合に、当会社が支払うべき保険金の限度額をいいます。
保険契約者	当会社にこの保険契約の申込みをする者であつて、この保険契約が成立すれば、保険料の支払義務を負うこととなる者をいいます。
保険契約申込書等	保険契約申込書およびその付属書類をいいます。

無効	保険契約のすべての効力が、契約締結時から生じなかったものとして取り扱うことをいいます。
免責金額	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する被保険者の自己負担額をいいます。
役員	会社法（平成17年法律第86号）上の取締役、執行役および監査役ならびにこれらに準ずる者として法令または定款の規定に基づいておかれた者をいいます。ただし、会計参与および会計監査人を除きます。
領収金	保険期間中に、保険証券記載の業務によって被保険者が領収すべき税込金額の総額をいい、その名称を問いません。

第1条（当会社の支払責任）

当会社は、この普通保険約款に従い、被保険者が事故により、他人の身体の障害または財物の損壊について、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害（以下「損害」といいます。）に対して、保険金を支払います。

第2条（損害の範囲および責任限度）

- (1) 当会社が、保険金を支払う損害の範囲は、次の①から⑥までのいずれかに該当するものにかぎります。

名称	損害の内容
① 損害賠償金	被保険者が損害賠償請求権者に支払うべき損害賠償金。ただし、損害賠償金を支払うことによって代位取得するものがある場合は、その価額を控除します。
② 権利保全行使費用	被保険者が第16条（事故の発生）②の義務を履行するために支出した必要または有益であった費用
③ 損害防止費用	被保険者が第16条（事故の発生）③の損害の発生および拡大の防止に努めるために支出した必要または有益であった費用。ただし⑥の緊急措置費用を除きます。
④ 争訟費用	被保険者が当会社の承認を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に関する費用
⑤ 協力費用	被保険者が第17条（損害賠償請求解決のための協力）(1)の協力のため支出した費用
⑥ 緊急措置費用	前条に掲げる事故により、他人の身体の障害または財物の損壊について、被保険者が第16条（事故の発生）③の損害の発生および拡大の防止に努めた後に賠償責任がないことが判明した場合において、損害の発生および拡大の防止に努めたことによって要した費用のうち、被害者に対する緊急またはやむをえない処置のため、被保険者が支出した費用

- (2) 当会社の責任は、1回の事故ごとについて定めます。
 (3) 1回の事故について、当会社が支払うべき(1)①の保険金の額は、次の算式によって得られた額とします。ただし、保険証券に記載された保険金額を限度とします。

$$(1)①の損害賠償金の額 - \text{保険証券に記載された免責金額} = \text{保険金}$$

- (4) 当会社は、(1)②から⑥までの費用についてはその全額を支払います。ただし、(1)①の損害賠償金の額が保険証券に記載された保険金額を超える場合は、(1)④の争訟費用は、

次の算式によって得られた額とします。

$$(1)④の争訟費用 \times \frac{\text{保険金額}}{(1)①の損害賠償金の額} = (1)④の争訟費用に
に対する支払額$$

第3条（保険適用地域）

- (1) 当会社が保険金を支払うべき損害は、保険証券適用地域（注）において発生した事故に起因する損害にかぎります。
- (2) (1)の規定にかかわらず、保険証券適用地域（注）において発生した事故に係る損害賠償請求が訴訟により提起された場合は、当会社が保険金を支払うべき損害は、日本国内の裁判所に提起された訴訟による損害にかぎります。
- (3) この普通保険約款に付帯される特約条項等に(1)または(2)と異なる規定がある場合は、その特約条項等の規定に従います。

（注） 保険証券適用地域

保険証券の保険適用地域欄に記載の国または地域をいいます。

第4条（保険金を支払わない場合）

当会社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次の①から⑧までに掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者または被保険者（注1）の故意によって生じた賠償責任
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注2）に起因する賠償責任
- ③ 地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象に起因する賠償責任
- ④ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任
- ⑤ 被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任
- ⑥ 被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任
- ⑦ 排水または排気（注3）によって生じた賠償責任
- ⑧ 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任

（注1） 保険契約者または被保険者

これらの者が法人である場合は、その役員とします。

（注2） 暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

（注3） 排気

煙または蒸気を含みます。

第5条（責任の始期および終期）

- (1) 保険期間は、その初日の午後4時（注）に始まり、末日の午後4時（注）に終わります。ただし、保険期間が始まった後であっても、当会社は、保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。
- (2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

(注) 午後4時

保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合は、その時刻とします。

第6条（調査）

- (1) 被保険者は、常に事故の発生を予防するために必要な措置を講じるものとします。
- (2) 当会社は、保険期間中いつでも、(1)の措置の状況を調査し、かつ、その不備の改善を被保険者に請求することができます。
- (3) 保険契約者または被保険者が正当な理由がなく(2)の調査を拒んだ場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもってこの保険契約を解除することができます。
- (4) (3)の規定は、(2)に規定する拒否の事実のあった時の翌日から起算して1か月を経過した場合には適用しません。

第7条（告知義務）

- (1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、保険契約申込書等の記載事項（注1）について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。
- (2) 保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、保険契約申込書等の記載事項（注1）について、故意または重大な過失によって事実を告げなかつた場合または事実と異なることを告げた場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2)の規定は、次の①から⑤までのいずれかに該当する場合には適用しません。
 - ① (2)の事実がなくなった場合
 - ② 当会社が保険契約締結の際、(2)の事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合。なお、当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。
 - ③ 保険契約者または被保険者が、事故が生じる前に、保険契約申込書等の記載事項（注1）につき、書面をもって訂正を当会社に申し出で、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社は、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときにかぎり、これを承認するものとします。
 - ④ 当会社が(2)の規定による解除の原因があることを知った時の翌日から起算して1か月を経過した場合または保険契約締結の時の翌日から起算して5年を経過した場合
 - ⑤ (2)の事実が、当会社が保険契約締結時に交付する書面において定めた危険（注2）に関する重要な事項に関係のないものであった場合。ただし、他の保険契約等に関する事項については(2)の規定を適用します。
- (4) 事故が生じた後に(2)の規定による解除がなされた場合であっても、第9条（保険契約の解除）(3)の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、(2)の事実に基づかずして発生した事故による損害については適用しません。

(注1) 保険契約申込書等の記載事項

他の保険契約等に関する事項を含みます。

(注2) 危険

損害の発生の可能性をいいます。

第8条（通知義務）

- (1) 保険契約締結の後、保険契約申込書等に記載された事項の内容に変更を生じさせる事

- 実（注1）が発生した場合は、保険契約者または被保険者は、事実の発生がその責めに帰すべき事由によるときはあらかじめ、責めに帰すことのできない事由によるときはその発生を知った後、遅滞なく、その旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合は、当会社に申し出る必要はありません。
- (2) (1)の事実がある場合（注2）は、当会社は、その事実について承認請求書を受領したと否とを問わず、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2)の規定は、当会社が(2)の規定による解除の原因があることを知った時の翌日から起算して1か月を経過した場合または(1)の事実が生じた時の翌日から起算して5年を経過した場合には適用しません。
- (4) (1)に規定する手続がなされなかった場合は、当会社は、事実の発生が保険契約者または被保険者の責めに帰すべき事由によるときは(1)の事実が発生した時、責めに帰すことのできない事由によるときは保険契約者または被保険者がその事実の発生を知った時から当会社が承認請求書を受領するまでの間に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、次の①または②の場合には適用しません。
- ① (1)の事実が発生した場合において、変更後の保険料が変更前の保険料より高くなかった場合
 - ② (1)の事実に基づかずに発生した事故による損害である場合

(注1) 保険契約申込書等の記載事項の内容に変更を生じさせる事実

他の保険契約等に関する事実については除きます。

(注2) (1)の事実がある場合

(5)①の規定に該当する場合を除きます。

第9条（保険契約の解除）

- (1) 保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (2) 当会社は、次の①から④までのいずれかに該当する事由がある場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- ① 保険契約者または被保険者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
 - ② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - ③ 保険契約者が、次のアからオまでのいずれかに該当すること。
 - ア. 反社会的勢力に該当すると認められること。
 - イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。
 - エ. 法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - オ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
 - ④ ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
- (3) 当会社は、被保険者が(2)③アからオまでのいずれかに該当する場合には、保険契約

に対する書面による通知をもって、この保険契約（注）を解除することができます。

- (4) 保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。
- (5) (2)または(3)の規定による解除が事故の発生した後になされた場合であっても、(4)の規定にかかわらず、(2)①から④までの事由または(3)の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (6) 保険契約者または被保険者が(2)③アからオまでのいずれかに該当することにより(2)または(3)の規定による解除がなされた場合には、(5)の規定は、次の損害については適用しません。
 - ① (2)③アからオまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害
 - ② (2)③アからオまでのいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償金の損害

（注）この保険契約

被保険者が複数である場合は、その被保険者に係る部分とします。

第10条（保険料の返還または請求－告知・通知事項等の承認の場合）

- (1) 次の①から③までの場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、この保険契約に適用される特約条項等に別の定めがないかぎり、下表の規定に従い算出した額を返還し、または追加保険料を請求します。

区分	保険料の返還または請求
① 第7条（告知義務）(3)③の承認をする場合	変更前の保険料と変更後の保険料との差額を返還または請求します。
② 第8条（通知義務）(1)の通知に基づいて保険契約の内容を変更（注1）する場合	ア. 保険料が、賃金、入場者、領収金、売上高等に対する割合によって定められる場合 変更の時から保険期間が満了する時までの期間に対応する変更後の保険料と変更前の保険料との差額を返還または請求します。 イ. 保険料が、ア以外によって定められる場合 (ア) 変更後の保険料が変更前の保険料よりも低くなる場合 返還保険料 = (変更前の保険料 - 変更後の保険料) × (1 - 既経過期間（注2）に対応する別表に掲げる短期料率) (イ) 変更後の保険料が変更前の保険料よりも高くなる場合 追加保険料 = (変更後の保険料 - 変更前の保険料) × 未経過期間（注3）に対応する別表に掲げる短期料率
③ ①および②のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約条件変更の承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合	

- (2) 当会社は、保険契約者が(1)①または②の規定による追加保険料の支払を怠った場合（注4）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) 当会社が(1)①または②の規定による追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。ただし、第8条（通知義務）(1)の事実が生じた場合における、その事実が生じた時より前に発生した事故による損害については、この規定を適用しません。

(4) 当会社が(1)③の規定により追加保険料を請求する場合において、保険契約者がその追加保険料の支払を怠った場合（注4）は、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険契約条件変更の承認の請求がなかったものとして、この普通保険約款およびこの普通保険約款に付帯される特約条項等の規定に従い、保険金を支払います。

（注1）変更

保険契約者または被保険者の申出に基づく第8条（通知義務）(1)の事実が生じた時を変更の時として、保険料の返還または請求の規定を適用します。

（注2）既経過期間

1か月に満たない期間は1か月とします。

（注3）未経過期間

1か月に満たない期間は1か月とします。

（注4）追加保険料の支払を怠った場合

当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合にかぎります。

第11条（保険料の精算）

- (1) 保険契約者は、保険料が、賃金、入場者、領収金、売上高等に対する割合によって定められる場合においては、保険契約終了後遅滞なく、保険料を確定するために必要な資料を当会社に提出しなければなりません。
- (2) 当会社は、保険期間中および保険契約終了後1年以内の期間において、保険料を算出するため必要があると認める場合は、いつでも保険契約者または被保険者の書類を閲覧することができます。
- (3) 当会社は、(1)の資料および(2)の規定によって閲覧した書類に基づき算出された保険料（注）と既に領収した保険料との間に過不足がある場合は、その差額を返還または請求します。

（注）保険料

この保険契約で定められた最低保険料に達しない場合は、その最低保険料をいいます。

第12条（保険契約の無効・取消し）

- (1) 保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は、無効とします。
- (2) 保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第13条（保険料の返還－契約の無効・取消し・失効の場合）

この保険契約が無効、取消しまたは失効となる場合の保険料については、下表の規定に従います。

区分	保険料の返還
① この保険契約が無効となる場合	既に払い込まれた保険料の全額を返還します。ただし、前条(1)の規定によりこの保険契約が無効となる場合は、既に払い込まれた保険料を返還しません。
② 前条(2)の規定により、当会社がこの保険	既に払い込まれた保険料を返還しません。

契約を取り消した場合	
③ この保険契約が失効となる場合	次の算式により算出した額を返還します。 既に払い込まれた保険料 × (1 - 既経過期間 (注) に対応する別表に掲げる短期料率)

(注) 既経過期間

1か月に満たない期間は1か月とします。

第14条（保険料の返還－契約解除の場合）

この保険契約が解除となる場合は、当会社は、この保険契約に適用される特約条項等に別の定めがないかぎり、下表の規定に従い算出した額を返還します。

区分	保険料の返還
① 第6条（調査）(3)、第7条（告知義務）(2)、第8条（通知義務）(2)、第9条（保険契約の解除）(2)または第10条（保険料の返還または請求－告知・通知事項等の承認の場合）(2)の規定により当会社がこの保険契約を解除した場合	次の算式により算出した額を返還します。 既に払い込まれた保険料 × (1 - 既経過期間 (注) に対応する別表に掲げる短期料率)
② 第9条（保険契約の解除）(1)の規定により保険契約者がこの保険契約を解除した場合	

(注) 既経過期間

1か月に満たない期間は1か月とします。

第15条（失効・解除の特例）

- (1) 第13条（保険料の返還－契約の無効・取消し・失効の場合）③の規定にかかわらず、保険料が賃金、入場者、領収金、売上高等に対する割合によって定められた保険契約が失効した場合は、第11条（保険料の精算）(3)の規定によって保険料を精算します。ただし、最低保険料の定めがないものとして計算します。
- (2) 前条の規定にかかわらず、保険料が賃金、入場者、領収金、売上高等に対する割合によって定められた保険契約の解除の場合は、第11条（保険料の精算）(3)の規定によって保険料を精算します。

第16条（事故の発生）

保険契約者または被保険者は、事故が発生したことを知った場合は、下表の「事故発生時の義務」を履行しなければなりません。保険契約者または被保険者が、正当な理由がなくこれらの規定に違反した場合は、当会社は、下表の「差し引く金額」を差し引いて、保険金を支払います。

事故発生時の義務	差し引く金額
① 次の事項を遅滞なく書面で当会社に通知すること。 ア. 事故発生の日時、場所および事故の状況 ならびに被害者の住所および氏名または名称 イ. アについて証人となる者がある場合は、	保険契約者または被保険者がこの規定に違反したことによって、当会社が被った損害の額

その者の住所および氏名または名称 ウ. 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容	
② 他人に損害賠償の請求（注1）をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。	他人に損害賠償の請求（注1）をすることによって取得することができたと認められる額
③ 損害の発生および拡大の防止に努めること。	発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
④ 損害賠償の請求（注1）を受けた場合は、あらかじめ当会社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行う場合を除きます。	損害賠償責任がないと認められる額
⑤ 損害賠償の請求（注1）についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当会社に通知すること。	保険契約者または被保険者がこの規定に違反したことによって、当会社が被った損害の額
⑥ 他の保険契約等の有無および内容（注2）について、遅滞なく当会社に通知すること。	
⑦ ①から⑥までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力すること。	

(注1) 損害賠償の請求

共同不法行為等の場合における連帶債務者相互間の求償を含みます。

(注2) 他の保険契約等の有無および内容

既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。

第17条（損害賠償請求解決のための協力）

- (1) 被保険者が損害賠償の請求を受けた場合において、当会社が必要と認めたときは、当会社は、被保険者に代わり自己の費用でその解決に当することができます。この場合において、被保険者は、当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。
- (2) 被保険者が正当な理由がなく(1)の協力に応じない場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて、保険金を支払います。

第18条（保険金請求の手続）

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、次の時から発生し、これを行使することができるものとします。
 - ① 第2条（損害の範囲および責任限度）(1)①の損害賠償金に係る保険金については、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時
 - ② 第2条（損害の範囲および責任限度）(1)②から⑥までの費用に係る保険金については、被保険者が負担すべき費用の額が確定した時
- (2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の①から⑤までの書類または証拠のう

ち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。

- ① 保険金請求書
 - ② 被保険者が損害賠償責任を負担することを示す判決書、調停調書、和解調書または示談書
 - ③ 被保険者の損害賠償金の支払およびその金額を証明する書類
 - ④ 被保険者が保険金を請求することについて、損害賠償請求権者の承諾があったことおよびその金額を証明する書類
 - ⑤ その他当会社が次条(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- (3) 当会社は、事故の内容、損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合は、当会社が求めた書類または証拠をすみやかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (4) 次の①から③までのいずれかに該当する場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
 - ① 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(3)の規定に違反した場合
 - ② 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(2)または(3)の書類に事実と異なる記載をした場合
 - ③ 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(2)または(3)の書類または証拠を偽造し、または変造した場合
- (5) 保険金請求権は、(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第19条（保険金の支払）

- (1) 当会社は、請求完了日（注1）からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の①から⑤までの事項の確認を終え、保険金を支払います。
 - ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額および事故と損害との関係
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
 - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものとの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- (2) (1)の確認をするため、下表の①から⑥までに掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合は、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日（注1）からその日を含めて下表の①から⑥までに掲げる日数（注2）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

特別な照会または調査	日数
① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査または調査結果の照会（注3）	180日
② (1)①から④までの事項を確認するための、専門機関によ	90日

る鑑定等の結果の照会	
③ (1)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会	120日
④ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査	60日
⑤ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日
⑥ 損害賠償請求の内容もしくは根拠が判例もしくは他の事例に鑑み特殊である場合または事故により多数の被害が生じた場合において、(1)①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会または関係当事者への照会	180日

- (3) (2)①から⑥までに掲げる特別な照会または調査を開始した後、(2)①から⑥までに掲げる期間中に保険金を支払う見込みがないことが明らかになった場合は、当会社は、(2)①から⑥までに掲げる期間内に被保険者との協議による合意に基づき、その期間を延長することができます。
- (4) (1)から(3)までに掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注4）は、これにより確認が遅延した期間については、(1)から(3)までの期間に算入しないものとします。

(注1) 請求完了日

被保険者が前条(2)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) 下表の①から⑥までに掲げる日数

①から⑥までの複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3) 警察、検察、消防その他の公の機関による捜査または調査の結果の照会

弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(注4) その確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合

必要な協力を行わなかつた場合を含みます。

第20条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額（注1）の合計額が、損害の額（注2）を超えるときは、当会社は、次の①または②に定める額を保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額（注1）
- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
損害の額（注2）から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額（注1）を限度とします。

(注1) 支払責任額

それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

(注2) 損害の額

それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第21条（代位）

(1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権（注）を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の①または②のいずれかの額を限度とします。

区分	移転する債権の限度額
① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合	被保険者が取得した債権の全額
② ①以外の場合	次の算式により算出された額 被保険者が取得した債権の額 - 損害の額のうち保険金が支払われていない額

(2) (1)②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 保険契約者および被保険者は、当会社が取得する(1)の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

（注） 損害賠償請求権その他の債権

当会社が保険金を支払うべき損害に係る保険金、共済金その他の金銭の請求権および共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第22条（先取特権）

(1) 損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権（注）について、先取特権を有します。

(2) 当会社は、次の①から④までのいずれかに該当する場合に、第2条（損害の範囲および責任限度）(1)①の損害賠償金について、保険金の支払を行うものとします。

① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合。ただし、被保険者が賠償した金額を限度とします。

② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1)の先取特権を行使したことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合。ただし、損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。

(3) 保険金請求権（注）は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。

また、保険金請求権（注）を質権の目的とし、または(2)③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)①または④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

（注） 保険金請求権

第2条（損害の範囲および責任限度）(1)②から⑥までの費用に対する保険金請求権を除きます。

第23条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第24条（準拠法）

この普通保険約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

(別表)**短期料率表**

既経過期間 または 未経過期間	短期料率	既経過期間 または 未経過期間	短期料率
1か月まで	1/12	7か月まで	7/12
2か月まで	2/12	8か月まで	8/12
3か月まで	3/12	9か月まで	9/12
4か月まで	4/12	10か月まで	10/12
5か月まで	5/12	11か月まで	11/12
6か月まで	6/12	12か月まで	12/12

賠償責任保険追加条項

第1章 共通条項

第1条（用語の定義－五十音順）

この追加条項が付帯された保険契約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
医薬品等	薬事法（昭和35年法律第145号）に規定する医薬品、医薬部外品および医療機器（体内に移植されるものにかぎります。）をいいます。
汚染物質	固体状、液体状、気体状の、もしくは熱を帯びた刺激物質、有毒物質または汚濁物質をいい、煙、蒸気、すす、臭気、酸、アルカリ、化学物質、石油物質、廃棄物等を含みます。なお、廃棄物には再生利用されるものを含みます。
記名被保険者	保険証券の被保険者欄に記載された者をいいます。
記名被保険者の下請負人	記名被保険者が他人から請け負った業務の一部または全部の完成を記名被保険者から請け負った者をいい、数次の請負により請け負った者を含みます。
記名被保険者の使用人等	次の①から③に掲げる者をいいます。 ① 記名被保険者の役員および使用人 ② 記名被保険者の下請負人 ③ 記名被保険者の下請負人の役員および使用人
建設用工作車	次の①から⑧に掲げるものをいいます。ただしダンプカーを含みません。 ① ブルドーザー、アングルドーザー、タイヤドーザー、スクラーパー、モーターグレーダー、レーキドーザー、モータースクレーパー、ロータリースクレーパー、ロードスクレーパー（キャリオール）、ロードローラーまたは除雪用スノープラウ ② パワーショベル、ドラグライン、クラムシェル、ドラグショベル、ショベルカー、万能掘削機、スクープモービル、ロッカーショベル、バケットローダーまたはショベルローダー ③ ポータブルコンプレッサー、ポータブルコンベヤーまたは発電機自動車 ④ コンクリートポンプ、ワゴンドリル、フォークリフトトラックまたはクレーンカー ⑤ ①から④のものをけん引するトラクター、整地または農耕用トラクター ⑥ ターナロッカー ⑦ コンクリートミキサーカー、ミキサーモービル、コンクリートアジテーター、生コンクリート運搬自動車、木材防腐加工自動車、高所作業車、芝刈り機または清掃作業車 ⑧ その他①から⑦に類するもの
公共水域	海、河川、湖沼または運河をいいます。
財物	財産的価値を有する有体物をいいます。有体物には、情報機

	器で使用される記録媒体に記録されている情報、データおよびプログラム、電気ならびに知的財産権を含みません。
自動車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号）によって定められる自動車および原動機付自転車をいいます。
石油物質	次の①から③に掲げるものをいいます。 ① 原油、揮発油、灯油、軽油、重油、潤滑油、ピッチ、タル等の石油類 ② ①に記載の石油類より誘導される化成品類 ③ ①または②に記載の物質を含む混合物、廃棄物および残さ
排出等	排出、流出、いっ出、分散、拡散、放出、漏出等をいいます。

第2条（適用の範囲）

- (1) この追加条項は、次の①から⑦に掲げる特約条項等が付帯された保険契約について適用します。
- ① 施設所有管理者特約条項
 - ② 昇降機特約条項
 - ③ 請負業者特約条項
 - ④ 生産物特約条項
 - ⑤ 受託者特約条項
 - ⑥ 自動車管理者特約条項
 - ⑦ ①から⑥のほか、事業活動に伴い事業者が被る損害に対して保険金を支払う特約条項等（注1）
- (2) この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）ならびにこの保険契約に付帯される特約条項および他の追加条項の規定を適用します。

（注1）事業活動に伴い事業者が被る損害に対して保険金を支払う特約条項等
個人関係等特約条項等（注2）を除きます。

（注2）個人関係等特約条項等

次のアからノに掲げる特約条項および追加条項をいいます。

- ア. ゴルフ特約
- イ. 個人特約
- ウ. ハンター特約
- エ. 旅館宿泊者特約条項
- オ. 傷害担保追加条項（旅館宿泊者特約条項用）
- カ. スポーツ特約
- キ. P T A管理者特約条項
- ク. テニス特約
- ケ. 塾生徒特約条項
- コ. 第三者の加害行為による死亡保険金、後遺障害保険金および入院保険金追加支払追加条項（塾生徒特約条項用）
- サ. 傷害担保追加条項（塾生徒特約条項用）
- シ. スキー・スケート特約
- ス. 自治会活動特約条項
- セ. 第三者の加害行為による死亡保険金、後遺障害保険金および入院保険金追加支払追加条項（自治会活動特約条項用）
- ゾ. 遊漁船利用者特約条項
- タ. 商店会総合特約条項

- チ. P T A特約条項
- ツ. スキー場入場者特約条項
- テ. クレジットカード用ゴルフ保険特約
- ト. 医師特約条項
- ナ. 医療施設特約条項
- ニ. 傷害見舞費用担保追加条項（医療施設特約条項用）
- ヌ. 傷害担保追加条項（医療施設特約条項用）
- ネ. 特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」担保追加条項（医療施設特約条項・傷害担保追加条項用）
- ノ. サービス・ステーション傷害担保特約条項

第3条（保険金を支払わない場合－原子力危険）

当会社は、直接であると間接であるとを問わず、核燃料物質（注1）または核原料物質、放射性元素、放射性同位元素もしくはこれらによって汚染された物（注2）の原子核反応、原子核の崩壊等による放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性に起因して賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、医学的、科学的または産業的利用に供されるラジオ・アイソotope（注3）の原子核反応、原子核の崩壊等による場合を除きます。なお、被保険者に対して損害賠償請求がなされた時点で賠償責任があるものとみなし、本条を適用するものとします。

（注1）核燃料物質

使用済核燃料を含みます。

（注2）汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

（注3）医学的、科学的または産業的利用に供されるラジオ・アイソotope

ウラン、トリウム、プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません。

第4条（保険金を支払わない場合－石綿危険）

当会社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次の①または②に掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。なお、被保険者に対して損害賠償請求がなされた時点で賠償責任があるものとみなし、本条を適用するものとします。

- ① 石綿または石綿を含む製品の発ガン性その他の有害な特性に起因する賠償責任
- ② 石綿の代替物質またはその代替物質を含む製品が有する発ガン性その他の石綿と同種の有害な特性に起因する賠償責任

第5条（保険金を支払わない場合－汚染危険）

- (1) 当会社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次の①または②に掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 汚染物質の排出等に起因する賠償責任。ただし、②の場合を除き、汚染物質の排出等が急激かつ偶然に発生した場合は、この規定を適用しません。
 - ② 公共水域への石油物質の排出等に起因する賠償責任。なお、この賠償責任には、次のアまたはイに掲げる賠償責任を含みます。
 - ア. 水の汚染による他人の財物の損壊に起因する賠償責任
 - イ. 水の汚染によって漁獲高が減少し、または漁獲物の品質が低下したことに起因する賠償責任
- (2) 当会社は、直接であると間接であるとを問わず、次の①または②に掲げる費用に対し

ては、被保険者が支出したと否とを問わず、保険金を支払いません。

- ① 汚染物質の排出等が発生した場合（注）において、その汚染物質の調査、検査、監視、清掃、除去、回収、移動、収容、隔離、処理、焼却、脱毒、中和または拡大もしくは拡散の防止等のために支出された費用その他損害の発生および拡大を防止するために要した費用。ただし、②の場合を除き、汚染物質の排出等が急激かつ偶然に発生した場合は、この規定を適用しません。
- ② 公共水域への石油物質の排出等が発生した場合（注）において、その石油物質の調査、検査、監視、清掃、除去、回収、移動、収容、隔離、処理、焼却、脱毒、中和または拡大もしくは拡散の防止等のために支出された費用その他損害の発生および拡大を防止するために要した費用

(注) 排出等が発生した場合

そのおそれのある場合を含みます。

第6条（保険金を支払わない場合－専門職業危険）

当会社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次の①または②に掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、この保険契約に適用される特約条項に、これと異なる規定がある場合を除きます。

- ① 被保険者またはその他被保険者の業務の補助者（注）が行う次のアからエに掲げる仕事に起因する賠償責任
 - ア. 医療行為
 - イ. あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復等
 - ウ. 法令により医師、歯科医師、獣医師または薬剤師にかぎり認められている医薬品等の調剤、調整、鑑定、販売もしくは授与またはこれらの指示
 - エ. 身体の美容または整形。ただし、理容師法（昭和22年法律第234号）に規定する理容または美容師法（昭和32年法律第163号）に規定する美容を除きます。
- ② 弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、税理士、建築士、設計士、土地家屋調査士、司法書士、行政書士、獣医師その他これらに類似の者が行う専門的職業行為に起因する賠償責任

(注) 被保険者の業務の補助者

被保険者のためにその仕事を行う者を含みます。

第7条（1事故の定義）

- (1) 普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(2)に規定する「1回の事故」とは、発生の時もしくは場所または被害者もしくは被保険者の数にかかわらず、同一の原因に起因して生じた一連の事故をいい、一連の事故が複数の保険証券の保険期間に発生した場合であっても、当会社は、一連の事故は最初の事故が発生した時にすべて発生したものとみなし、最初の事故が発生した時に適用可能な保険証券に記載された保険金額を適用します。
- (2) この保険契約に適用される特約条項または他の追加条項に、(1)と異なる規定がある場合は、当会社は、(1)の規定を適用しません。

第8条（被保険者相互間の関係）

- (1) 当会社は、この保険契約において、普通約款ならびにこの保険契約に付帯される特約条項および他の追加条項の規定は、被保険者相互を他人とみなさずに適用するものとします。
- (2) この保険契約が、次の①から④のすべてに該当する団体契約である場合は、団体契約

の加入者（注）ごとに、(1)の規定を適用するものとします。

- ① 当会社の定める団体の基準に該当すること。
- ② 団体の代表者が保険契約者であること。
- ③ 団体の構成員が記名被保険者であること。
- ④ 1保険証券で契約された保険契約であること。
- (3) (2)の場合においては、団体契約の加入者（注）ごとに、保険証券に記載された1事故保険金額および総保険金額の規定を適用するものとします。
- (4) この保険契約に適用される特約条項または他の追加条項に(1)から(3)と異なる規定がある場合は、その特約条項または他の追加条項の規定に従います。

（注） 団体契約の加入者

その団体の構成員として保険契約申込書等に明記された者をいいます。

第9条（供託金の貸付け等）

- (1) 上訴に伴う強制執行の停止または既になされた執行処分の取消しのために、被保険者が担保として金銭を供託する場合は、当会社は、保険金の支払責任を負うかぎりにおいて、供託金相当額を、供託金に付されると同率の利息により、被保険者に貸し付けることができます。ただし、保険証券記載の保険金額を限度とします。この場合において、当会社が1回の事故について既に保険金を支払った普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)①の金額があるときは、その全額を保険金額から差し引いた金額をもって限度とします。
- (2) (1)の規定により当会社が供託金相当額を貸し付ける場合は、被保険者は、当会社のためにその供託金（注1）の取戻請求権の上に質権を設定しなければなりません。
- (3) (1)の貸付けが行われている間においては、普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(3)の規定は、その貸付金を既に支払った同条(1)①の金額とみなして適用します。
- (4) (1)の供託金（注1）が第三者に還付された場合は、その還付された供託金（注1）の限度で、(1)の貸付金（注2）が普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)①の金額として支払われたものとみなします。

（注1）供託金

利息を含みます。

（注2）貸付金

利息を含みます。

第10条（短期契約または長期契約の取扱い）

- (1) この保険契約の保険期間が1年末満または1年超となる場合は、普通約款第10条（保険料の返還または請求・告知・通知事項等の承認の場合）(1)の「保険料の返還または請求」の欄に規定するイ(ア)およびイ(イ)の規定は、次のとおり読み替えて適用するものとします。

〔

- (ア) 変更後の保険料が変更前の保険料よりも低くなる場合

既経過月数（注2）

$$\text{返還保険料} = \left(\frac{\text{変更前の保険料}}{\text{変更後の保険料}} - 1 \right) \times \frac{\text{保険期間月数（注3）}}{\text{既経過月数（注2）}}$$

(イ) 変更後の保険料が変更前の保険料よりも高くなる場合

$$\text{追加保険料} = \left(\frac{\text{変更後の保険料} - \text{変更前の保険料}}{\text{未経過月数 (注4)}} \right) \times \frac{\text{保険期間月数 (注3)}}{1}$$

(注2) 既経過月数

1か月に満たない期間は、1か月とします。

(注3) 保険期間月数

1か月に満たない期間は、1か月とします。

(注4) 未経過月数

1か月に満たない期間は、1か月とします。

(2) この保険契約の保険期間が1年末満または1年超となる場合は、普通約款第13条（保険料の返還－契約の無効・取消し・失効の場合）③ならびに普通約款第14条（保険料の返還－契約解除の場合）①および②の保険料の返還の規定は、次のとおり読み替えて適用するものとします。

〔

次の算式により算出した額を返還します。

$$\text{既に払い込まれた保険料} \times \left(1 - \frac{\text{既経過月数 (注1)}}{\text{保険期間月数 (注2)}} \right)$$

(注1) 既経過月数

1か月に満たない期間は、1か月とします。

(注2) 保険期間月数

1か月に満たない期間は、1か月とします。

〕

第11条（告知義務規定の読み替え）

- (1) この保険契約の記名被保険者が個人の場合（注1）は、普通約款第7条（告知義務）(1)、(2)および(3)③の規定中「保険契約申込書等の記載事項」とあるのは「告知事項」と読み替えて適用します。
- (2) (1)において読み替える「告知事項」とは、危険（注2）に関する重要な事項のうち、保険契約申込書等の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。

(注1) 記名被保険者が個人の場合

記名被保険者が複数の場合において、記名被保険者に個人以外の者が含まれるときを除きます。

(注2) 危険

損害の発生の可能性をいいます。

第12条（通知義務規定の読み替え）

前条の規定が適用される場合は、普通約款第8条（通知義務）の規定を次のとおり読み替えて適用します。

「

第8条（通知義務）

- (1) 保険契約締結の後、告知事項（注1）に変更を生じさせる事実（注2）が発生した場合は、保険契約者または記名被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。ただし、その事実（注2）がなくなった場合は、当会社への通知は必要ありません。
- (2) (1)の事実（注2）の発生によって危険増加（注3）が生じた場合において、保険契約者または記名被保険者が、故意または重大な過失によって遅滞なく(1)の通知をしなかったときは、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2)の規定は、当会社が(2)の規定による解除の原因があることを知った時の翌日から起算して1か月を経過した場合または危険増加（注3）が生じた時の翌日から起算して5年を経過した場合は適用しません。
- (4) (2)の規定による解除が事故の発生した後になされた場合であっても、第9条（保険契約の解除）(4)の規定にかかわらず、解除に係る危険増加（注3）が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、その危険増加（注3）をもたらした事由に基づかずに発生した事故による損害については適用しません。

(注1) 告知事項

危険（注4）に関する重要な事項のうち、保険契約申込書等の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。

(注2) 告知事項に変更を生じさせる事実

他の保険契約等に関する事実については除きます。

(注3) 危険増加

告知事項（注1）についての危険（注4）が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険（注4）を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。

(注4) 危険

損害の発生の可能性をいいます。

」

第13条（費用保険金の保険金請求権の発生時期）

- (1) 普通約款第2条（損害の範囲および責任の限度）(1)②から⑥に掲げる費用のほか、この追加条項が付帯される保険契約に付帯された他の特約条項および追加条項において、支払うことが規定されている費用に係る保険金の当会社に対する保険金請求権は、被保険者が負担すべき費用の額が確定した時から発生し、これ行使することができるものとします。
- (2) 普通約款第18条（保険金請求の手続）(5)の規定にかかわらず、(1)の保険金の当会社

に対する保険金請求権は、(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第14条（読み替規定）

当会社は、この追加条項が付帯された保険契約においては、普通約款の規定を下表のとおり読み替えて適用します。

読み替える規定	読み替前	読み替後
「売上高」の用語の定義	被保険者	記名被保険者
「使用人」の用語の定義	被保険者	記名被保険者
「賃金」の用語の説明	被保険者	記名被保険者
「入場者」の用語の定義	被保険者の使用人	記名被保険者の役員および使用人
「領収金」の用語の説明	被保険者	記名被保険者
第4条（保険金を支払わない場合）①	保険契約者または被保険者の故意	保険契約者、記名被保険者または記名被保険者以外の被保険者の故意。(ただし、記名被保険者以外の被保険者について、当会社が保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。)
第4条（保険金を支払わない場合）⑤	被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任	被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任。(ただし、当会社が保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。)
第4条（保険金を支払わない場合）⑥	被保険者の使用人	記名被保険者および記名被保険者の使用人等
第4条（保険金を支払わない場合）⑥	被保険者の業務	記名被保険者の業務
第7条（告知義務）	被保険者	記名被保険者
第8条（通知義務）	被保険者	記名被保険者
第10条（保険料の返還または請求－告知・通知事項等の承認の場合）	被保険者	記名被保険者
第11条（保険料の精算）	被保険者	記名被保険者

第15条（保険金を支払わない場合－管理財物）

普通約款第4条（保険金を支払わない場合）④の規定にかかわらず、当会社は、直接であると間接であるとを問わず、次の①から③に掲げる財物の損壊により、その財物について正当な権利を有する者に対し、被保険者が賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

① 所有財物

記名被保険者が所有する財物をいい、所有権留保条項付売買契約に基づいて購入した財物
を含みます。

② 受託財物

次のアからエに掲げる他人の財物をいいます。

ア. 借用財物

記名被保険者が借用している財物をいい、その財物の所有者または占有者からの借用許可の有無を問いません。

イ. 支給財物

次の(ア)および(イ)に掲げる財物をいいます。

(ア) 作業（注1）に使用される材料または部品をいい、既に作業（注1）に使用されたものを含みます。

(イ) 記名被保険者または記名被保険者のために記名被保険者以外の者によって据え付けられる、または組み立てられる装置もしくは設備をいい、既に据え付けられた、または組み立てられたものを含みます。

ウ. 販売・保管・運送受託物

記名被保険者または記名被保険者のために記名被保険者以外の者によって行われる販売、保管、運送等を目的として明示的に受託した財物をいい、借用財物および支給財物を除きます。

エ. 作業受託物

作業（注1）のために記名被保険者の所有、使用または管理する施設内（注2）にある財物をいい、販売・保管・運送受託物を除きます。

③ 作業対象物

受託財物以外の作業（注1）の対象物をいいます。

(注1) 作業

記名被保険者または記名被保険者のために記名被保険者以外の者によって行われる作業をいい、加工、修理、保守、点検、清掃および洗浄を含みます。

(注2) 施設内

仕事の通常の過程として、一時的に施設外にある場合は、施設内にあるものとみなします。

第2章 施設所有管理者特約条項に係る条項

第1条（適用の範囲）

- (1) 本章は、この保険契約に施設所有管理者特約条項が付帯されている場合に、施設所有管理者特約条項について適用されます。
- (2) 本章に規定しない事項については、本章の趣旨に反しないかぎり、第1章共通条項ならびに普通約款および施設所有管理者特約条項の規定を適用します。

第2条（展示自動車の取扱い）

施設所有管理者特約条項第2条（保険金を支払わない場合）②の自動車には、販売、リース等を目的として展示を行っている自動車を含みません。ただし、その自動車が運行されている場合を除きます。

第3条（確定精算の省略）

- (1) 施設所有管理者特約条項第1条（事故）の仕事が、行事等（注1）である場合は、普通約款の用語の定義において定める入場者の規定にかかわらず、入場者を、保険期間中に有料または無料を問わず行事等（注1）に参加する予定入場者（注2）とすることができます。
- (2) (1)の規定により保険料を予定入場者（注2）に対する割合によって定める場合は、保険契約申込書に定める保険料区分は確定保険料とします。

- (3) (1)および(2)の規定による場合は、当会社は、普通約款第11条（保険料の精算）(1)および(3)ならびに第15条（失効・解除の特例）の規定を適用しません。
- (4) この保険契約に適用される特約条項または他の追加条項に(1)から(3)と異なる規定がある場合は、その特約条項または他の追加条項の規定に従います。

(注1) 行事等

行事、催し、娯楽等をいいます。

(注2) 予定入場者

保険期間中に有料または無料を問わず保険証券記載の施設に入場する予定人員または実績、事業計画等に基づき定める人員をいいます。ただし、記名被保険者の役員および使用人ならびにこれらの者と世帯と同じくする親族を除きます。

第4条（ベビーシッター業務またはホームヘルパー業務に関する例外規定）

第1章共通条項第15条（保険金を支払わない場合—管理財物）②および③ならびに施設所有管理者特約条項第2条（保険金を支払わない場合）⑧の規定にかかわらず、当会社は、記名被保険者の業務が介護サービス、ベビーシッターまたはホームヘルパーの場合にかぎり、被保険者が派遣先で借用し、または使用する家財もしくは家屋については、第1章共通条項第15条（保険金を支払わない場合—管理財物）②もしくは③または施設所有管理者特約条項第2条（保険金を支払わない場合）⑧に規定する財物とはみなしません。

第5条（昇降機の範囲）

施設所有管理者特約条項第2条（保険金を支払わない場合）②の「昇降機」とは、施設所有管理者特約条項第1条（事故）で規定する施設に存在する昇降機をいいます。

第6条（レジオネラ感染症に関する特則）

当会社は、施設所有管理者特約条項第1条（事故）に規定する事故により、他人にレジオネラ感染症が発症したことに起因する賠償責任については、その発症の時期を問わず、施設所有管理者特約条項第2条（保険金を支払わない場合）⑤に規定する「仕事の結果に起因する賠償責任」とはみなしません。

第3章 昇降機特約条項に係る条項

第1条（適用の範囲）

- (1) 本章は、この保険契約に昇降機特約条項が付帯されている場合に、昇降機特約条項について適用されます。
- (2) 本章に規定しない事項については、本章の趣旨に反しないかぎり、第1章共通条項ならびに普通約款および昇降機特約条項の規定を適用します。

第2条（責任限度）

当会社が昇降機特約条項に基づき保険金を支払うべき普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)①の損害賠償金の額は、1回の事故について、保険証券記載の昇降機の数にかかわらず、いかなる場合においても保険証券に記載された保険金額を限度とします。

第4章 請負業者特約条項に係る条項

第1条（適用の範囲）

- (1) 本章は、この保険契約に請負業者特約条項が付帯されている場合に、請負業者特約条項について適用されます。
- (2) 本章に規定しない事項については、本章の趣旨に反しないかぎり、第1章共通条項ならびに普通約款および請負業者特約条項の規定を適用します。

第2条（共同企業体の取扱い）

請負業者特約条項第1条（事故）に規定する仕事が記名被保険者が構成員となる分担施工方式の共同企業体が行う工事である場合は、当会社は、記名被保険者が分担して施工した箇所に起因して発生した偶然な事故により、他人の身体の障害または財物の損壊について、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対してのみ、保険金を支払います。

第3条（工事場内建設用工作車の取扱い）

- (1) 工事場（注1）内および施設（注2）内における建設用工作車は、請負業者特約条項第2条（保険金を支払わない場合）③の自動車とみなしません。
- (2) 普通約款第20条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）の規定にかかわらず、建設用工作車の所有、使用または管理に起因して当会社が保険金を支払うべき損害が発生した場合において、その建設用工作車に自賠責保険（注3）の契約を締結すべきもしくは締結しているときまたは自動車保険契約（注4）を締結しているときは、当会社は、その損害の額がその自賠責保険（注3）および自動車保険契約（注4）により支払われるべき金額の合算額を超過する場合にかぎり、その超過額のみを支払います。
- (3) 当会社は、自賠責保険（注3）および自動車保険契約（注4）により支払われるべき金額の合算額または保険証券に記載された免責金額のいずれか大きい金額を免責金額として、普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(3)の規定を適用します。

（注1）工事場

記名被保険者または記名被保険者の下請負人が、請負業者特約条項第1条（事故）に規定する仕事または工事を行っている場所で不特定多数の人が出入することを禁止されている場所をいいます。

（注2）施設

請負業者特約条項第1条（事故）に規定する保険証券記載の施設をいいます。

（注3）自賠責保険

自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく責任保険をいい、責任共済を含みます。

（注4）自動車保険契約

自動車に付保される賠償責任保険のうち、自賠責保険（注3）以外の保険契約をいい、共済等を含みます。

第5章 生産物特約条項に係る条項

第1条（適用の範囲）

- (1) 本章は、この保険契約に生産物特約条項が付帯されている場合に、生産物特約条項について適用されます。
- (2) 本章に規定しない事項については、本章の趣旨に反しないかぎり、第1章共通条項な

らびに普通約款および生産物特約条項の規定を適用します。

第2条（保険金を支払わない場合－不良完成品損害）

- (1) 当会社は、直接であると間接であるとを問わず、完成品（注）に発生した財物の損壊について、被保険者が賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。
- (2) (1)の注書きに規定する仕事とは、生産物特約条項の用語の定義に規定する仕事のうち、財物の製造または販売過程における設計、加工、組立、表示等の仕事にかぎります。
- (3) 当会社は、完成品（注）に発生した財物の損壊に起因して、完成品（注）以外の財物に発生した財物の損壊および身体の障害に対しては、(1)の規定を適用しません。
- (4) 次の①から⑤に掲げる追加条項が付帯された保険契約に対しては、当会社は、(1)の規定を適用しません。
- ① 商賠繁盛追加条項
 - ② 居宅サービス・居宅介護支援事業者等追加条項
 - ③ シルバー人材センター追加条項
 - ④ コンタミネーションリスク担保追加条項
 - ⑤ ビルメンテナンス業者追加条項（生産物特約条項用）

（注）完成品

生産物特約条項の用語の定義に規定する生産物および生産物特約条項第1条（事故）②に規定する仕事の結果が、成分、原材料、部品または容器もしくは包装等として使用されている財物で、その生産物または仕事の結果と構造上または機能上一体とみなされる他の財物をいいます。

第3条（保険金を支払わない場合－不良製造品・加工品損害）

- (1) 当会社は、直接であると間接であるとを問わず、生産物特約条項の用語の定義に規定する生産物が製造機械等（注1）である場合において、製造品・加工品（注4）に発生した損壊等（注5）について、被保険者が賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。
- (2) 次の①から⑤に掲げる追加条項を付帯する保険契約に対しては、当会社は、(1)の規定を適用しません。
- ① 商賠繁盛追加条項
 - ② 居宅サービス・居宅介護支援事業者等追加条項
 - ③ シルバー人材センター追加条項
 - ④ コンタミネーションリスク担保追加条項
 - ⑤ ビルメンテナンス業者追加条項（生産物特約条項用）

（注1）製造機械等

製造機械（注2）または製造機械（注2）の制御装置（注3）をいいます。

（注2）製造機械

他の財物を製造、生産または加工するものをいい、工作機械、製造機械、加工機械、生産ラインその他これらに類似のものを含みます。

（注3）制御装置

製造機械（注2）を目的の状態とするために操作または調整を行うものをいい、制御機械、制御装置その他これらに類似のものを含みます。

（注4）製造品・加工品

製造機械等（注1）により製造または加工される財物をいいます。

(注5) 損壊等

製造品・加工品（注4）の財物の損壊および色、形状、性能、効能等が本来意図したものと違うことをいいます。

第4条（医薬品等の取扱い）

- (1) 生産物特約条項の用語の定義に規定する生産物が、医薬品等である場合にかぎり、当会社は、生産物特約条項第1条（事故）①に規定する事故が発生したときにおいて、その事故の発生時点を客観的に把握することができないときは、被害者が被保険者に対する損害賠償請求の事由とした症状について最初に医師の診断を受けた時をもって、事故が発生したものとみなします。
- (2) 生産物特約条項の用語の定義に規定する生産物が、医薬品等であり、かつ、この保険契約に損害賠償請求ベース追加条項（生産物特約条項用）が付帯されている場合にかぎり、当会社は、被保険者が医薬品機構（注）から損害賠償請求を受けた場合は、被害者が医薬品機構（注）に対して給付金の請求を行ったことをもって被保険者に対する損害賠償請求が提起されたものとみなします。なお、被害者が医薬品機構（注）に給付金を請求し、かつ、被保険者に対して損害賠償請求を提起した場合は、これらのいずれか早い請求の時を被保険者に対する損害賠償請求が提起された時とみなします。

(注) 医薬品機構

独立行政法人医薬品医療機器総合機構をいいます。

第5条（保険金を支払わない場合－医薬品等）

- (1) 当会社は、直接であると間接であるとを問わず、次の①から⑬に掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。なお、被保険者に対して損害賠償請求がなされた時点で賠償責任があるものとみなし、本条を適用するものとします。
- ① 医薬品等としての製造承認または輸入承認の取得のために実施される臨床試験に供するものに起因する賠償責任
 - ② 人体薬であると動物薬であるとを問わず、妊娠関係薬（注1）、妊娠促進剤またはこれらと同一の効能を主たる目的とする医薬品等に起因する賠償責任
 - ③ D E S（ジエチルスチルベストロール系製剤）に起因する賠償責任
 - ④ クロラムフェニコール系製剤によるとする血液障害に起因する賠償責任
 - ⑤ アミノグリコサイド系製剤によるとする聴力障害に起因する賠償責任
 - ⑥ 筋肉注射によるとする筋拘縮症に起因する賠償責任
 - ⑦ キノホルムによるとするスモンに起因する賠償責任
 - ⑧ 経口血糖降下剤によるとする低血糖障害に起因する賠償責任
 - ⑨ 後天性免疫不全症候群（A I D S）に起因するすべての身体の障害に起因する賠償責任
 - ⑩ Lトリプトファンに起因する身体の障害に起因する賠償責任
 - ⑪ トリアゾラムに起因する身体の障害または財物の損壊に起因する賠償責任
 - ⑫ 体内移植用シリコーンに起因する身体の障害に起因する賠償責任
 - ⑬ 妊娠の異常、卵子もしくは胎児の損傷もしくは異常または子供の先天的な異常もしくは疾病に起因する賠償責任
- (2) 生産物特約条項の用語の定義に規定する生産物が、医薬品等であり、かつ、この保険契約に損害賠償請求ベース追加条項（生産物特約条項用）が付帯されている場合にかぎり、当会社は、直接であると間接であるとを問わず、次の①および②に掲げる事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 損害賠償請求ベース追加条項（生産物特約条項用）第1条（当会社の支払責任）(1)

に規定する遡及日において、既に他の医薬品等の製造または販売会社を相手として製造物責任訴訟が提起されているものと同一の事由による損害賠償請求

- ② 損害賠償請求ベース追加条項（生産物特約条項用）第1条（当会社の支払責任）(1) に規定する遡及日において、被保険者が、損害賠償請求が提起されるおそれのある身体の障害が発生していたことを知っていた場合（注2）におけるその身体の障害と同一原因の身体の障害

（注1）妊娠関係薬

経口避妊薬、流産防止剤、陣痛促進剤等をいいます。

（注2）損害賠償請求が提起されるおそれのある身体の障害が発生していたことを知っていた場合

知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。

第6条（保険金を支払わない場合－効能不発揮損害）

- (1) 本条は、生産物特約条項の用語の定義に規定する生産物が次の①から③のいずれかに該当する場合に適用されます。
- ① 医薬品等
 - ② 農薬取締法（昭和23年法律第82号）に規定する農薬
 - ③ 食品衛生法（昭和22年法律第233号）に規定する食品
- (2) 当会社は、直接であると間接であると問わず、生産物がその意図された効能または性能を発揮しなかったことに起因して、被保険者が賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、その副作用その他これに類する有害な反応に起因する損害を除きます。

第6章 受託者特約条項に係る条項

第1条（適用の範囲）

- (1) 本章は、この保険契約に受託者特約条項が付帯されている場合に、受託者特約条項について適用されます。
- (2) 本章に規定しない事項については、本章の趣旨に反しないかぎり、第1章共通条項ならびに普通約款および受託者特約条項の規定を適用します。

第2条（受託物の範囲）

受託者特約条項第1条（当会社の支払責任）の受託物は、次の①から④に掲げるものを含みません。

- ① 土地（注1）
- ② 建物（注2）
- ③ 動物、植物等の生物
- ④ 所有権留保条項付売買契約に基づいて被保険者が購入した財物

（注1）土地

地盤および土木構造物を含みます。

（注2）建物

賃貸借契約により記名被保険者が賃借している施設を含みます。

第3条（保険金を支払わない場合－修理加工危険）

当会社は、直接であると間接であると問わず、被保険者が次の①または②に掲げる

賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 修理もしくは加工作業機械の破損、故障または停止による受託物の損壊に起因する賠償責任
- ② 修理もしくは加工上の過失または欠陥による受託物の損壊（注1）に起因する賠償責任

(注1) 受託物の損壊

技術の拙劣（注2）による仕上げ不良を含みます。

(注2) 技術の拙劣

被保険者の技術水準が一般的な技術水準に達していないことをいいます。

第4条（保険金を支払わない場合—冷凍・冷蔵危険）

冷凍・冷蔵倉庫（注1）内で保管される、または搬出作業もしくは搬入作業の通常の過程として一時的に冷凍・冷蔵倉庫（注1）外で保管される受託物について、当会社は、次の①または②に掲げる受託物の損壊等（注2）に起因して被保険者が賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、冷凍・冷蔵倉庫（注1）において火災または爆発もしくは破裂（注3）が発生した場合を除きます。

- ① 冷凍・冷蔵装置（注4）の滅失、損傷、変調、故障または操作上の誤りによる温度変化のために生じた受託物の損壊等（注2）
- ② 冷凍・冷蔵装置（注4）からの冷媒等の漏出、いっ出、漏えい等に起因する受託物の損壊等（注2）

(注1) 冷凍・冷蔵倉庫

財物を低温で保管する施設、容器等をいいます。

(注2) 損壊等

財物の損壊および腐敗、変色、汗ぬれ、臭いの付着その他類似の事由をいいます。

(注3) 爆発もしくは破裂

気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。

(注4) 冷凍・冷蔵装置

付属装置を含みます。

保険料分割払特約条項(大口用)

<用語の定義（五十音順）>

この特約条項において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
提携金融機関	当会社と保険料口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。
分割追加保険料	分割して払い込む各回の追加保険料をいいます。
分割保険料	保険料を保険証券記載の回数に分割した金額をいいます。

第1条（保険料の払込み）

- (1) 保険契約者は、保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むこととします。
- (2) 保険契約者は、この保険契約の締結と同時に第1回分割保険料を払い込み、第2回以後の分割保険料については、払込期日までに払い込まなければなりません。ただし、当会社が承認した場合は、保険契約者は、保険契約締結の後、第1回分割保険料を保険料相当額の集金手続を行いうる最初の集金日の属する月の翌月末までに払い込むことができます。

第2条（第1回分割保険料領収前の事故）

当会社は、保険期間が始まった後であっても、保険契約者が前条(2)の規定に従い第1回分割保険料を払い込まない場合は、同条(2)の第1回分割保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第3条（第2回分割保険料不払の場合の特則）

- (1) 保険契約者が分割保険料を口座振替によって払い込む場合で、第2回分割保険料を払い込むべき払込期日までにその払込みを怠り、その払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかつたことによる場合においては、第2回分割保険料の払込期日の属する月の翌月の応当日をその第2回分割保険料の払込期日とみなしてこの特約条項の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかつた理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。
- (2) (1)の規定が適用される場合であっても、第3回以後の分割保険料の払込期日は変更しません。

第4条（追加保険料の分割払）

当会社が第8条（保険料の取扱い）の規定による追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、当会社の定めるところにより、分割して払い込むことができます。この場合、第2回以後の分割追加保険料については、当会社が保険料の請求を行った日以降到来する払込期日に分割保険料とあわせて払い込まなければなりません。

第5条（分割保険料および分割追加保険料不払の場合の免責）

- (1) 保険契約者が第2回以後の分割保険料または分割追加保険料について、払込期日の属する月の翌月末までに、その払込みを怠った場合は、当会社は、その払込期日の翌日以降に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
- (2) 保険契約者が(1)の分割保険料または分割追加保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったと当会社が認めた場合は、当会社は、「払込期日の属

する月の翌月末」とあるのを「払込期日の属する月の翌々月の25日」に読み替えてこの特約条項の規定を適用します。

第6条（追加保険料の払込み）

- (1) 当会社が第8条（保険料の取扱い）の規定による追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、追加保険料等（注1）を遅滞なく払い込まなければなりません。
- (2) 当会社は、保険契約者が第8条（保険料の取扱い）の表の①または②の規定による追加保険料等（注1）の払込みを怠った場合（注2）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) 第8条（保険料の取扱い）の表の①または②の規定による追加保険料等（注1）を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。ただし、同条の表の②に該当する場合は、通知義務の対象となる事実が生じた時における、その事実が生じた時より前に発生した事故による損害または傷害については、この規定を適用しません。
- (4) 保険契約者が第8条（保険料の取扱い）の表の③の規定による追加保険料等（注1）の払込みを怠った場合（注2）は、当会社は、追加保険料等（注1）の領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、契約内容変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約条項に従い、保険金を支払います。

（注1）追加保険料等

第8条（保険料の取扱い）の規定による追加保険料の全額または第1回分割追加保険料をいいます。

（注2）払込みを怠った場合

当会社が保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその払込みがなかった場合にかぎります。

第7条（分割保険料または分割追加保険料不払の場合の解除）

- (1) 当会社は、次の①に定めるところにより、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、次の②に定める時から将来に向かってのみその効力を生じます。

① 当会社が保険契約を解除できる場合	<p>ア. 払込期日の属する月の翌月末までにその払込期日に 払い込まれるべき分割保険料または分割追加保険料の 払込みがない場合</p> <p>イ. 払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき 分割保険料または分割追加保険料の払込みがなく、か つ、その翌月の払込期日（以下「次回払込期日」とい います。）までに、次回払込期日に払い込まれるべき分 割保険料または分割追加保険料の払込みがない場合</p>
② 解除の効力が生じる時	<p>ア. ①アによる解除の場合は、その分割保険料または分 割追加保険料を払い込むべき払込期日</p> <p>イ. ①イによる解除の場合は、次回払込期日</p>

- (2) 当会社は、(1)の解除を行う場合は、保険契約者に対する書面により解除の通知を行います。

第8条（保険料の取扱い）

次の①から⑤のいずれかの事由により保険料の返還または請求を行う場合は、当会社は、普通保険約款の保険料の返還または請求に関する規定にかかわらず、その事由ごとに次の①から⑤までの保険料を返還または請求します。

事由	保険料の返還または請求方法
① 普通保険約款第7条(告知義務) (1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるとき	変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
② 普通保険約款第8条(通知義務) (1)の通知に基づいて、保険料率を変更する必要がある場合	変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
③ ①および②のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって契約内容変更の承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合	変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
④ この保険契約が失効または解除(注1)となった場合	<p>ア. 保険料が、賃金、入場者、領収金、売上高等に対する割合によって定められる場合 既に払い込まれた保険料と失効または解除(注1)の日までの期間に対する保険料(注2)との差額を返還または請求します。</p> <p>イ. 保険料がア以外によって定められる場合 未経過期間に対応する保険料と未払込分割保険料(注3)との差額を返還または請求します。</p>
⑤ 前条(1)の規定により、この保険契約が解除となった場合	既に払い込まれた既経過期間に対応する保険料は返還しません。

(注1) 解除

⑤の場合を除きます。

(注2) 失効または解除(注1)の日までの期間に対する保険料

解除(注1)の場合において、この保険契約で定められた最低保険料に達しないときは、その最低保険料とします。

(注3) 未払込分割保険料

この保険契約において払い込まれるべき保険料の総額から、既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第9条(準用規定)

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約条項の規定を準用します。

共同保険に関する特約条項

<用語の定義（五十音順）>

この特約条項において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
幹事保険会社	保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険会社をいいます。
引受保険会社	保険証券記載の保険会社をいいます。

第1条（独立責任）

この保険契約は、引受保険会社による共同保険契約であって、引受保険会社は、保険証券に記載されたそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帶することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

第2条（幹事保険会社の行う事項）

幹事保険会社は、全ての引受保険会社のために次の①から⑩に掲げる事項を行います。

- ① 保険契約申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付
- ② 保険料の収納および受領または返れい
- ③ 保険契約の内容の変更の承認または保険契約の解除
- ④ 保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領およびその告知または通知の承認
- ⑤ 保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領およびその譲渡の承認または保険金請求権等の上の質権の設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領およびその設定、譲渡もしくは消滅の承認
- ⑥ 保険契約に係る異動承認書の発行および交付または保険証券に対する裏書等
- ⑦ 保険の対象その他の保険契約に係る事項の調査
- ⑧ 事故発生もしくは損害発生の通知に係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領
- ⑨ 損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および引受保険会社の権利の保全
- ⑩ その他①から⑨の事務または業務に付随する事項

第3条（幹事保険会社の行為の効果）

この保険契約に関し幹事保険会社が行った前条①から⑩に掲げる事項は、全ての引受保険会社がこれを行ったものとみなします。

第4条（保険契約者等の行為の効果）

この保険契約に関し保険契約者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、全ての引受保険会社に対して行われたものとみなします。

クレジットカードによる保険料支払に関する特約条項

<用語の定義（五十音順）>

この特約条項において、次に掲げる用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
会員規約等	カード会社との間で締結した会員規約等をいいます。
カード会社	クレジットカード発行会社をいいます。
クレジットカード	当会社の指定するクレジットカードをいいます。

第1条（クレジットカードによる保険料支払）

- (1) 保険契約者は、クレジットカードにより、この保険契約の保険料（注）を支払うこととします。
- (2) (1)にいう保険契約者とは、会員規約等に基づく会員またはクレジットカードの使用が認められた者にかぎります。

(注) この保険契約の保険料

異動時の追加保険料を含みます。

第2条（保険料領収前に生じた事故の取扱い）

- (1) 保険契約者から、この保険契約の申込時または異動承認請求時に保険料のクレジットカードによる払込みの申出があった場合は、当会社は、カード会社へそのクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認を行ったうえで、当会社がクレジットカードによる保険料の払込みを承認した時（注）以後、この特約条項が付帯された普通保険約款およびこれに付帯される他の特約条項に定める保険料の領収前に生じた事故の取扱いに関する規定を適用しません。
- (2) 当会社は、次の①または②のいずれかに該当する場合は(1)の規定は適用しません。
 - ① 当会社がカード会社から保険料相当額を領収できない場合。ただし、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、カード会社に対してこの特約条項が付帯された保険契約にかかる保険料相当額の全額を既に支払っている場合を除きます。
 - ② 会員規約等に定める手続が行われない場合

(注) 保険料の払込みを承認した時

保険証券記載の保険期間の開始前に承認した場合は保険期間の開始した時とします。

第3条（保険料の直接請求および請求保険料支払後の取扱い）

- (1) 当会社は、前条(2)①の保険料相当額を領収できない場合は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。この場合において、保険契約者が、カード会社に対してこの特約条項が付帯された保険契約にかかる保険料相当額を既に支払っているときは、当会社は、その支払った保険料相当額について保険契約者に請求できないものとします。
- (2) 保険契約者が会員規約等に従い、クレジットカードを使用した場合において、(1)の規定により当会社が保険料を請求し、保険契約者が遅滞なくその保険料を支払ったときは、前条(1)の規定を適用します。
- (3) 保険契約者が(2)の保険料の支払を怠った場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約条項が付帯された保険契約を解除することができます。ただし、この場合の保険料は、保険契約の申込時に支払う保険料にかぎるものとし、異

動承認請求時の保険料の支払を怠った場合は、この特約条項が付帯された普通保険約款およびこれに付帯される他の特約条項の規定を適用します。

(4) (3)の解除は保険期間の初日から将来に向かってその効力を生じます。

第4条（保険料の返還）

普通保険約款およびこれに付帯される他の特約条項の規定により、当会社が保険料を返還する場合は、当会社は、カード会社からの保険料相当額の領収を確認の後に保険料を返還します。ただし、前条(2)の規定により保険契約者が保険料を直接当会社に払い込んだ場合、および保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、カード会社に対してこの特約条項が付帯された保険契約にかかる保険料相当額の全額を既に支払っている場合を除きます。

第5条（準用規定）

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約条項の規定を準用します。

初回保険料の口座振替に関する特約条項

<用語の定義（五十音順）>

この特約条項において、次に掲げる用語は、それぞれ次の定義によります

用語	定義
指定口座	保険契約者の指定する口座をいいます。
初回保険料	保険料をいい、この保険契約に保険料分割払特約条項が適用されている場合は第1回分割保険料をいいます。
初回保険料払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。
提携金融機関	当会社と保険料口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。

第1条（特約条項の適用）

- (1) この特約条項は、保険契約締結の際に、当会社と保険契約者との間に、あらかじめ初回保険料を口座振替の方法により払い込むことについての合意がある場合に適用されます。
- (2) この特約条項は、次の①および②に定める条件をいずれも満たしている場合に適用します。
 - ① 保険契約締結の時に、指定口座が、提携金融機関に設定されていること。
 - ② この保険契約の締結および保険契約者から当会社への損害保険料口座振替依頼書の提出が、保険期間の初日の前日までになされていること。

第2条（初回保険料の払込み）

- (1) 初回保険料の払込みは、初回保険料払込期日に、指定口座から当会社の口座に振り替えることによって行うものとします。
- (2) 初回保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による初回保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合は、当会社は、初回保険料払込期日に払込みがあったものとみなします。
- (3) 保険契約者は、初回保険料払込期日の前日までに初回保険料相当額を指定口座に預け入れておかなければなりません。
- (4) 保険契約者が、初回保険料払込期日までにその払込みを怠った場合において、その払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかつたことによる場合においては、初回保険料払込期日の属する月の翌月の応当日をその初回保険料払込期日とみなしてこの特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかつた理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。

第3条（初回保険料払込み前の事故）

- (1) 初回保険料払込期日に初回保険料の払込みがない場合は、保険契約者は、初回保険料を初回保険料払込期日の属する月の翌月末までに当会社の指定した場所に払い込まなければなりません。
- (2) 当会社は、保険契約者が初回保険料払込期日の属する月の翌月末までに初回保険料を払い込んだ場合は、この特約条項が付帯された普通保険約款およびこれに付帯される他の特約条項に定める保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定を適用しません。
- (3) 保険契約者が初回保険料払込期日の属する月の翌月末までに初回保険料の払込みを怠った場合において、その払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったと当会社が認めた場合は、当会社は、「初回保険料払込期日の属する月の翌月末」とあ

るのを「初回保険料払込期日の属する月の翌々月の25日」と読み替えてこの特約条項の規定を適用します。

- (4) (2)の規定により、被保険者が、初回保険料払込み前の事故について保険金の支払を受ける場合は、その支払を受ける前に、保険契約者は初回保険料を当会社に払い込まなければなりません。

第4条（解除－初回保険料不払の場合）

- (1) 当会社は、初回保険料払込期日の属する月の翌月末までに初回保険料の払込みがない場合は、この保険契約を解除することができます。
- (2) 当会社は、(1)の解除を行う場合は、保険契約者に対する書面によりその旨を通知します。この場合の解除は保険期間の初日から将来に向かってその効力を生じます。

第5条（自動継続契約への不適用）

この特約条項が付帯された契約が、保険契約の継続に関する特約条項の規定により継続される場合は、継続された保険契約については、この特約条項を適用しません。

第6条（準用規定）

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約条項の規定を準用します。

保険料の確定に関する追加条項(賠償責任保険用)

第1条（保険料算出の基礎）

(1) 賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）の用語の定義にある「賃金」、「入場者」、「領収金」および「売上高」の規定にかかわらず、この保険契約において「賃金」、「入場者」、「領収金」および「売上高」とは、それぞれ次の①から④のものをいいます。

① 賃金

保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度（1年間）において、保険証券記載の業務に従事する記名被保険者の被用者に対して、労働の対価として記名被保険者が支払った金額の総額をいい、その名称を問いません。

② 入場者

保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度（1年間）において、有料または無料を問わず保険証券記載の施設に入場した総人員をいいます。ただし、記名被保険者の役員および使用人ならびにこれらの者と世帯を同じくする親族を除きます。

③ 領収金

保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度（1年間）において、保険証券記載の業務によって記名被保険者が領収した税込金額の総額をいい、その名称を問いません。

④ 売上高

保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度（1年間）において、保険証券記載の業務によって記名被保険者が販売した商品の税込対価の総額をいいます。

(2) 当会社は、この保険契約の保険料が(1)①から④に掲げるもの以外の金額、人数等に対する割合によって定められる場合は、保険料を定めるために(1)に準じて、保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度（1年間）におけるその金額、人数等を用います。

第2条（確定精算の省略）

当会社は、普通約款第11条（保険料の精算）(1)および(3)ならびに第15条（失効・解除の特例）の規定を適用しません。

第3条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびにこれに付帯する特約条項および他の追加条項の規定を適用します。

情報サービス業者・電気通信事業者特約条項(サイバー保険用)
(2016年7月1日以降保険始期契約用)

<用語の定義（五十音順）>

この特約条項およびこれに付帯される追加条項において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
一連の損害賠償請求	損害賠償請求がなされた時または場所、損害賠償請求権者の数等にかかわらず、同一の事由またはその事由に関連する他の事由に起因するすべての損害賠償請求をいいます。なお、一連の損害賠償請求は、最初の損害賠償請求がなされた時にすべてなされたものとみなします。
企業情報	<p>記名被保険者が対象業務を遂行するにあたり所有、使用または管理する情報をいいます。なお、特許権、営業秘密（注1）および知的財産権（注2）を含み、個人情報を除きます。</p> <p>(注1) 営業秘密 不正競争防止法（平成5年法律第47号）第2条第6項に定めるものをいいます。</p> <p>(注2) 知的財産権 特許権および営業秘密を除きます。</p>
個人識別符号	<p>次の①から⑤に掲げるものをいいます。</p> <p>① マイナンバー ② 運転免許証番号 ③ 旅券番号 ④ 基礎年金番号 ⑤ 保険証番号</p>
個人情報	<p>個人に関する情報であって、次の①または②のいずれかに該当するものをいいます。</p> <p>① その情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（注）により特定の個人を識別することができるもの。なお、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるとなるものを含みます。</p> <p>② 個人識別符号が含まれるもの</p> <p>(注) その他の記述等 文書、図画もしくは電磁的記録に記載され、もしくは記録され、または音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいいます。ただし、個人識別符号を除きます。</p>
コンピュータウィルス	他人の情報に対して、意図的に何らかの被害を及ぼすように作られたプロファイル、プログラム等であって、次の①および②の双方の機能を有するものをいいます。
	<p>① 自らの機能によって他のプログラムに自らを複写し、またはシステム機能を利用して自らを他のシステムに複写すること（注）等により、他のシステム、プログラムまたはファイルに自らを増殖または伝染させる機能</p>

	<p>② 情報等の破壊を行ったり、設計者の意図しない動作を行う機能</p> <p>(注) 複写すること システム感染機能、ファイル感染機能および複合感染機能を含みます。</p>
使用者等	賠償責任保険追加条項第1章共通条項第1条（用語の定義－五十音順）の「記名被保険者の使用者等」の規定にかかわらず、雇用契約または労働契約の有無にかかわらず、記名被保険者の業務に従事し、または従事していたすべての役員または使用者をいいます。
情報	電子データまたは記憶媒体に記録された非電子データとして保有される情報をいい、個人情報および企業情報を含みます。
情報メディア	電子データ、データベース、ソフトウェアおよびプログラムをいいます。
人格権の侵害	<p>次の①から⑤に掲げるいずれかに該当するものをいいます。</p> <p>① プライバシーの侵害 ② 名誉または信用のき損 ③ 氏名権（注1）の侵害 ④ 肖像権（注2）の侵害 ⑤ パブリシティー権（注3）の侵害</p> <p>(注1) 氏名権 自己の氏名を他人に冒用されない権利をいいます。</p> <p>(注2) 肖像権 自己の肖像を無断で他人に撮影、使用または公表されない権利をいいます。</p> <p>(注3) パブリシティー権 経済的利益または価値を有する自己の氏名もしくは名称または肖像を無断で他人に使用されない権利をいいます。</p>
遡及日	保険証券に記載された遡及日をいいます。
著作権	著作権法（昭和45年法律第48号）によって定められる権利をいいます。
電磁的記録	電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式により作られる記録をいいます。
DoS攻撃	ネットワークがサービスを提供できない状態にすること等を目的とし、ネットワークに対して過剰な負荷をかける意図的な行為をいいます。
ネットワーク	電子データを伝送する通信回線、ルーターおよび交換機で構成される情報通信ネットワーク、コンピュータ、サーバー、データ端末等の情報機器を接続したコンピュータネットワークおよびインターネット等のバックボーンネットワークをいいます。
被保険者	<p>次の①および②に掲げる者をいいます。</p> <p>① 記名被保険者 ② 記名被保険者の使用者等。ただし、記名被保険者の業務に</p>

	関するかぎりにおいて、被保険者とします。
ファイアウォール	被保険者が所有、使用または管理する装置であって、ネットワーク構成機器・設備の外部からそのネットワーク構成機器・設備上にある情報メディア等の閲覧、使用、改ざん、破壊、消去、インストールその他これらに類似する行為を制限することを目的として、ネットワーク構成機器・設備上に設置されたものをいいます。
不正アクセス等	<p>ネットワークの正当な使用権限を有さない者によって、次の①から③のいずれかに掲げる行為が実施されることをいいます。</p> <p>① 他者のIDまたはパスワード等を使用して他者になりすますことによって行なわれる、またはファイアウォールを設置したネットワーク構成機器・設備上において行なわれる、使用権限を制限することにより保護されている情報メディアまたは機能の、ネットワーク上での閲覧、使用、改ざん、破壊または消去</p> <p>② ネットワーク構成機器・設備を管理する者がそのネットワーク構成機器・設備上での使用を認めていない情報メディアの、そのネットワーク構成機器・設備へのインストール</p> <p>③ DoS攻撃</p>
普通約款	賠償責任保険普通保険約款をいいます。
保険期間	普通約款第5条（責任の始期および終期）に掲げる保険期間をいいます。
役員	会社法（平成17年法律第86号）上の取締役、執行役および監査役ならびにこれらに準ずる者として法令または定款の規定に基づいておかれた者をいいます。ただし、会計参与および会計監査人を除きます。

第1条（当会社の支払責任）

当会社は、普通約款第1条（当会社の支払責任）の規定にかかわらず、被保険者が保険証券に記載された業務を遂行するために、次の①または②に掲げる事由（以下「事故」といいます。）に起因して提起された損害賠償請求について、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害（以下「損害」といいます。）に対して、保険金を支払います。

- ① ネットワークの所有、使用もしくは管理または情報メディアの提供にあたり生じた偶然な事由
- ② 情報の漏えいまたはそのおそれ

第2条（保険期間および請求提起地と保険責任の関係）

- (1) 当会社は、保険期間中に、被保険者に対し、損害賠償請求が提起された場合にかぎり、保険金を支払います。
- (2) 当会社は、普通約款第3条（保険適用地域）(1)および(2)の規定にかかわらず、普通約款ならびにこの特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を、事故が発生した国または地域を問わず、適用するものとします。

第3条（損害の範囲）

この特約条項において、当会社が保険金を支払うべき第1条（当会社の支払責任）の損害の範囲は、普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)①から⑥の規定にかか

わらず、次の①から③に掲げるものにかぎります。

名称	損害の内容
① 損害賠償金	被保険者が損害賠償請求権者に支払うべき損害賠償金。ただし、損害賠償金を支払うことによって代位取得するものがある場合は、その価額を控除します。なお、税金、罰金、科料、過料、違約金、懲罰的賠償金その他補償的賠償金、課徴金ならびに被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定（注）がある場合におけるその約定によって加重された損害賠償金を含みません。 (注) 特別の約定 業務の結果を保証することを含みます。
② 争訟費用	被保険者が当会社の承認を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に関する費用
③ 協力費用	被保険者が普通約款第17条（損害賠償請求解決のための協力）(1)のために支出した費用

第4条（責任の限度）

(1) 一連の損害賠償請求について、当会社が前条①から③の損害について支払うべき保険金の額は、普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(2)から(4)の規定にかかわらず、次の算式によって得られた額とします。ただし、保険証券に記載された1損害賠償請求保険金額を限度とします。

$$\left[\frac{\text{前条①から③の損害の額の合計額}}{\text{保険証券に記載された免責金額}} \right] \times \text{保険証券に記載された縮小支払割合}$$

(2) 当会社がこの保険契約で支払う保険金の額は、保険期間を通じて、保険証券に記載された総保険金額を限度とします。また、第8条（通知義務）(2)の規定に従い、この保険契約の保険期間中になされたものとみなされる損害賠償請求についても、保険証券に記載された総保険金額が適用されるものとします。

第5条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当会社は、普通約款第4条（保険金を支払わない場合）①から⑧に掲げる賠償責任のほか、被保険者に対してなされた次の①から⑯に掲げる損害賠償請求に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。なお、次の①から⑯に記載されている事由または行為については、実際に生じたまたは行われたと認められる場合にかぎらず、それらの事由または行為があったとの申し立てに基づいて、被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合にも、この条の規定は適用されます。
- ① 保険契約者、被保険者もしくは被保険者の法定代理人（注1）またはこれらの者の同居の親族の故意または重大な過失に起因する損害賠償請求。ただし、記名被保険者以外の被保険者について、当会社が保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
 - ② 記名被保険者の使用人等が行ったまたは加担もしくは共謀した窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為に起因する損害賠償請求
 - ③ 記名被保険者の使用人等が、その行為が法令に違反していることまたは他人に損害を与えることを認識しながら（注2）行った行為に起因する損害賠償請求。ただし、記名被保険者以外の被保険者について、当会社が保険金を支払わないのは、その被保

険者が被る損害にかぎります。

- ④ 販売分析、販売予測または財務分析の過誤に起因する損害賠償請求
 - ⑤ 履行不能または履行遅滞に起因する損害賠償請求。ただし、次のアまたはイの原因による場合を除きます。
 - ア. 火災、破裂または爆発
 - イ. 偶然な事故によるネットワーク構成機器・設備の損壊（注3）またはネットワーク構成機器・設備の機能の停止
 - ⑥ 他人の身体の障害、財物の損壊（注3）もしくは紛失または盗取もしくは詐取されたことに起因する損害賠償請求。ただし、他人の紙または記録媒体が紛失、盗取または詐取されたことにより発生した情報の漏えいまたはそのおそれにより起因して提起された損害賠償請求を除きます。
 - ⑦ 業務の結果を利用して、製造、加工、配合、組立、建築等の工程を経て製作された製品、半製品、部品、工作物等の財物の不具合に起因する損害賠償請求
 - ⑧ 人工衛星（注4）の損壊（注3）または故障に起因する損害賠償請求
 - ⑨ 保険証券に記載された業務を除き、被保険者が開発または作成した情報メディアに起因する損害賠償請求
 - ⑩ 特許権、商標権等の知的財産権の侵害に起因する損害賠償請求。ただし、著作権の侵害に起因する損害賠償請求を除きます。
 - ⑪ 被保険者の業務の対価（注5）の見積もりまたは返還に起因する損害賠償請求
 - ⑫ 業務の結果を保証することにより加重された損害賠償請求
 - ⑬ 記名被保険者から記名被保険者の使用人等に対してなされた損害賠償請求
 - ⑭ 直接であると間接であるとを問わず、採用、雇用または解雇に関して行われた不当行為に起因する損害賠償請求
 - ⑮ 被保険者によって、または被保険者のために被保険者以外の者によって行われた不正競争等の不当な広告宣伝活動、放送活動または出版活動による他人の営業権の侵害（注6）に起因する損害賠償請求
 - ⑯ 次のアまたはイの事由に起因する損害賠償請求
 - ア. 日付および時刻を正しく認識、処理、区別、解釈、計算、変換、置換、解析または受入できること。
 - イ. アに掲げる問題に関する助言、相談、提案、企画、評価、検査、設置、維持、修理、交換、回収、管理、請負その他これらに類する業務またはアに掲げる問題の発生を防止するために意図的に行うコンピュータ等の停止もしくは中断（注7）
 - ⑰ 直接であると間接であるとを問わず、記名被保険者の支払不能または破産に起因する損害賠償請求
 - ⑱ 株主代表訴訟等によってなされた損害賠償請求
 - ⑲ 差押え、徴発、没収、破壊等の国または公共団体の公権力の行使に起因する損害賠償請求
- (2) 当会社は、被保険者に対してなされた次の①から④に掲げる損害賠償請求に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 邵及日より前に生じた事故に起因する一連の損害賠償請求
 - ② 邵及日より前に被保険者に対して提起された訴訟およびこれらの訴訟の中で申し立てられた事実と同一または関連する事実に起因する損害賠償請求
 - ③ この保険契約の保険期間の開始日より前に被保険者に対する損害賠償請求がなされるおそれがある状況を被保険者が知っていた場合、または知っていたと判断できる合理的な理由がある場合に、その状況の原因となる行為に起因する一連の損害賠償請求
 - ④ この保険契約の保険期間の開始日より前に被保険者に対してなされていた損害賠償請求の中で申し立てられていた行為に起因する一連の損害賠償請求
- (3) 当会社は、ネットワーク構成機器・設備において、被保険者が新たなソフトウェアも

しくはプログラムを使用もしくは提供した場合または改定したソフトウェアもしくはプログラムを使用もしくは提供した場合には、当会社は、被保険者に対してなされた次の①または②に掲げる損害賠償請求に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

① 通常要するテストを実施していないソフトウェアまたはプログラムの瑕疵によって生じた損害賠償請求

② ソフトウェアまたはプログラムの瑕疵によって、そのソフトウェアもしくはプログラムのテスト期間内または正式使用後1か月以内に生じた事由に起因する損害賠償請求

(4) 当会社は、次の①または②に掲げる費用に対しては、被保険者が支出したと否とを問わず、保険金を支払いません。

① 業務の履行の追完または再履行のために要する費用（注8）

② 業務の結果のうち損害賠償請求の原因となった業務およびそれらと同種の業務に対して被保険者が行った適切な措置のために要した費用

(注1) 法定代理人

記名被保険者が法人である場合は、その役員または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 認識しながら

認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。

(注3) 損壊

滅失、損傷または汚損をいいます。

(注4) 人工衛星

人工衛星に搭載された無線設備等の機器を含みます。

(注5) 業務の対価

販売代金、手数料、報酬等をいいます。

(注6) 営業権の侵害

商号の侵害または虚偽の事実の陳述もしくは流布による営業上の信用の侵害を含みます。

(注7) コンピュータ等の停止もしくは中断

コンピュータ等を使用して行う業務の停止または中断を含みます。

(注8) 業務の履行の追完または再履行のために要する費用

追完または再履行のために提供する財物、情報または役務の価格を含みます。

第6条（被保険者相互間の関係）

この特約条項において、賠償責任保険追加条項第1章共通条項第8条（被保険者相互間の関係）(1)の規定にいかわらず、普通約款ならびにこの特約条項およびこれに付帯する追加条項の保険金を支払わない場合について定めた規定に反しないかぎり、当会社は、被保険者相互間（注）における他の被保険者をそれぞれ他人とみなして適用します。

(注) 被保険者相互間

記名被保険者とその他の記名被保険者の相互間を含みます。

第7条（適切な措置を講じる義務）

- (1) 保険契約者または被保険者は、損害賠償請求を提起されるおそれのある原因または事由が発生したことを知った場合は、損害の発生および拡大を防止するため、遅滞なく、適切な措置を講じなければなりません。
- (2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)の義務を怠った場合は、当会社

は、適切な措置を講じることにより発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額を差し引いて、保険金を支払います。

- (3) 当会社は、適切な措置を講じるために要した費用については、保険契約者または被保険者が直接支出したと否とを問わず、保険金を支払いません。

第8条（通知義務）

- (1) 保険契約者または記名被保険者は、保険期間中に損害賠償請求を提起されるおそれのある原因または事由が発生したことを知った場合は、その原因または事由の具体的な状況を、遅滞なく、書面で当会社に通知しなければなりません。
- (2) 保険契約者または記名被保険者が、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされるおそれのある状況（注）を知った場合には、その状況ならびにその原因となる事実および行為について、発生日および関係者等に関する詳細な内容を添えて、遅滞なく、当会社に対し書面により通知しなければなりません。この場合において、通知された事実または行為に起因して、被保険者に対してなされた損害賠償請求は、通知の時をもってなされたものとみなします。
- (3) 保険契約者または記名被保険者が、正当な理由なく(1)または(2)の通知を怠った場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて、保険金を支払います。

(注) 損害賠償請求がなされるおそれのある状況
損害賠償請求がなされることが合理的に予想される状況にかぎります。

第9条（普通約款の読み替規定）

当会社は、この特約条項においては、下表のとおり普通約款を読み替えて適用します。

読み替える規定	読み替前	読み替後
第5条（責任の始期および終期）	保険料領収前に生じた事故による損害	保険料領収前になされた損害賠償請求
第6条（調査）	事故の発生を予防するために必要な措置	損害賠償請求が提起されるおそれのある事故または原因もしくは事由が発生することに対する予防措置
第7条（告知義務）(3)③	事故が生じる前に	損害賠償請求がなされる前に
第7条（告知義務）(4)	事故が生じた後に	損害賠償請求がなされた後に
第7条（告知義務）(5)	発生した事故	なされた損害賠償請求
第8条（通知義務）(4)	承認請求書を受領するまでの間に生じた事故	承認請求書を受領するまでの間になされた損害賠償請求

第8条（通知義務）(5)	発生した事故	なされた損害賠償請求
第9条（保険契約の解除）(5)	事故の発生した後になされた	損害賠償請求がなされた後に行われた
第9条（保険契約の解除）(5)	解除がなされた時までに発生した事故	解除がなされた時までに保険契約者、被保険者もしくはその代理人が知った原因・事由によってなされた損害賠償請求または解除がなされた時までになされた損害賠償請求
第10条（保険料の返還または請求－告知・通知事項等の承認の場合）(3)	その事実が生じた時より前に発生した事故	その事実が生じた時より前に保険契約者、被保険者もしくはその代理人が知った原因・事由によってなされた損害賠償請求またはその事実が生じた時より前になされた損害賠償請求
第10条（保険料の返還または請求－告知・通知事項等の承認の場合）(4)	追加保険料領収前に生じた事故による損害	追加保険料領収前になされた損害賠償請求による損害
第16条（事故の発生）、第18条（保険金請求の手続）(3)および第19条（保険金の支払）(1)①	事故	損害賠償請求が提起されるおそれのある事故または原因もしくは事由

第10条（普通約款等との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通約款ならびにこれに付帯する他の特約条項および追加条項の規定を適用します。

事故対応特別費用担保追加条項(サイバー保険用)
(2016年7月1日以降保険始期契約用)

<用語の定義（五十音順）>

この追加条項において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
家族	<p>次の①から③に掲げる者をいいます。</p> <p>① 本人の配偶者 ② 本人またはその配偶者と生計を共にする同居の親族 ③ 本人またはその配偶者と生計を共にする別居の未婚の子</p>
個人情報データベース等	<p>個人情報を含む情報の集合物であって、次の①または②に掲げるものをいいます。</p> <p>① 特定の個人情報をコンピュータにより検索することができるように体系的に構成したもの ② 個人情報を一定の規則に従って整理することにより特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するもの</p>
サイバー攻撃	コンピュータネットワーク、インターネット等を利用してサーバー、コンピュータネットワーク等に不正に侵入し、情報の詐取、破壊および改ざんならびにシステムを機能不全に陥れることをいいます。
情報機器等修理費用	被保険者が所有、使用または管理するネットワーク構成機器・設備が損壊した場合における修理費用をいいます。
情報漏えい対応費用	<p>次の①から④に掲げる費用をいいます。</p> <p>① 情報の漏えいまたはそのおそれの再発防止を目的とした第三者による証明または外部機関による認証の取得に係る費用 ② 個人情報の漏えいまたはそのおそれに関して、個人情報を漏えいされた、またはそのおそれがある本人に対する見舞金、見舞品（注）の購入費用および見舞品（注）の発送費用。ただし、社会通念上妥当な費用にかぎり、かつ、見舞金については1名あたり1,000円を限度とします。 ③ 情報の漏えいまたはそのおそれに関して、情報を漏えいされた、またはそのおそれがある法人に対する見舞品（注）の購入費用および見舞品（注）の発送費用。ただし、社会通念上妥当な費用にかぎり、かつ、被保険者が製造または販売する製品については、合算でその製造原価相当額にかぎり、1法人あたり30,000円を限度とします。 ④ 漏えいした、またはそのおそれのある情報の不正使用を監視するための費用</p> <p>(注) 見舞品 有体物にかぎります。</p>
データ復旧費用	被保険者が所有、使用または管理する情報が消去または損傷した場合において、その情報を修復もしくは復旧する、またはその情報と同種同等の情報を再作成もしくは再取得する費用を

	いいます。
特約条項	情報サービス業者・電気通信事業者特約条項（サイバー保険用）をいいます。
ネットワーク構成機器・設備	日本国内に所在する被保険者が所有、使用または管理するすべてのネットワークを構成するコンピュータ、周辺機器、およびこれらを結ぶ通信用回線設備をいい、携帯式通信機器およびこれらの付属品を含みます。
被保険者	記名被保険者をいいます。
普通約款	賠償責任保険普通保険約款をいいます。
本人	個人情報によって識別される特定の個人をいいます。

第1条（当会社の支払責任）

- (1) 当会社は、特約条項第1条(当会社の支払責任)に規定する事故が生じたことにより、この保険契約による保険金の支払対象となる損害が発生するおそれのあることを被保険者が知った場合において、特約条項第2条（保険期間および請求提起地と保険責任の関係）(1)の規定にかかわらず、その事故に対応するため被保険者が支出した次の①から⑯に掲げる費用に対して、保険金を支払います。ただし、社会通念上妥当な費用にかぎり、事故が生じなかつたとしても発生する費用を除きます。なお、有益な第三者のコンサルティングまたは類似の指導等を受けるために要した費用のうち、必要と認められる費用を含みます。
- ① 文書（注1）作成のために要する費用
 - ② 増設コピー機の賃借費用
 - ③ 事故現場の保存、事故の状況調査およびその記録に要する費用。なお、写真撮影費用を含みます。
 - ④ 事故の原因調査および再現実験に要する費用（注2）ならびに事故の再発防止策を実施する費用
 - ⑤ 事故の拡大の防止に努めるために要した費用
 - ⑥ 使用人等を事故現場に派遣するために要する人件費、交通費、宿泊費等の費用
 - ⑦ 通信費用および謝罪文の作成、送付等に要した費用
 - ⑧ 使用人等の超過勤務手当
 - ⑨ 臨時雇入費用
 - ⑩ 新聞、雑誌、テレビ、ラジオもしくはこれらに準じる媒体による謝罪または再発防止に向けた取り組みを公表する等、信頼回復のための会見、発表、広告等のために支出した費用
 - ⑪ コールセンターの設置、運営等の費用
 - ⑫ 弁護士等への相談費用
 - ⑬ 被保険者がその事故について他人に損害賠償の請求（注3）をすることができる場合において、他人に対して損害賠償請求を行うための争訟費用
 - ⑭ 情報漏えい対応費用
 - ⑮ データ復旧費用
 - ⑯ 情報機器等修理費用
- (2) 当会社は、特約条項第2条（保険期間および請求提起地と保険責任の関係）(1)の規定にかかわらず、不正アクセス等のおそれが次の①または②のいずれかによって発見されたことにより、不正アクセス等の有無を判断するため被保険者が支出した外部調査機関への調査依頼費用ならびに(1)④および⑯の費用（注4）に対して、保険金を支払います。ただし、社会通念上妥当な費用にかぎり、不正アクセス等のおそれが発見されなかつたとしても発生する費用を除きます。なお、この項において、(1)④の「事故」は「不正ア

クセス等のおそれ」と読み替えて適用します。

- ① 公的機関からの通報（注5）
- ② 被保険者が所有、使用または管理するネットワークのセキュリティ運用管理を委託している会社等からの通報または報告
- (3) 個人情報の漏えいまたはそのおそれに関して、当会社が(1)①から⑯に規定する費用に対して保険金を支払うのは、個人情報の漏えいまたはそのおそれが生じたことが、保険期間中に次の①から④に掲げる事由のいずれかがなされることにより客観的に明らかになる場合にかぎります。
 - ① 不正アクセス等が生じたことの当会社への書面による通知
 - ② 被保険者が行う新聞、雑誌、テレビ、ラジオまたはこれらに準じる媒体による会見、発表、広告等
 - ③ 本人またはその家族への謝罪文の送付
 - ④ 公的機関に対する文書による届出または報告等

(注1) 文書

相手方当事者または裁判所に提供する文書にかぎります。

(注2) 事故の原因および再現実験に要する費用

意見書および鑑定書の作成に要する費用を含みます。

(注3) 損害賠償の請求

共同不法行為等の場合における連帶債務者相互間の求償を含みます。

(注4) (1)④および⑯の費用

実際に不正アクセス等が生じていた場合に支出した費用を除きます。

(注5) 公的機関からの通報

不正アクセス等の被害の届出およびインシデント情報の受付等を行なっている独立行政法人または一般社団法人からの通報を含みます。

第2条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当会社は、普通約款第4条（保険金を支払わない場合）および特約条項第5条（保険金を支払わない場合）に規定する事由または行為に起因して発生した前条(1)および(2)に規定する費用に対しては、保険金を支払いません。
- (2) 当会社は、次の①から⑥に掲げる事由に起因して発生した前条(1)および(2)に規定する費用に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 利用目的（注1）の達成に必要な範囲を超えた個人情報の取扱いに起因する個人情報の漏えいまたはそのおそれ
 - ② 偽りその他不正な手段により取得した個人情報の取扱いに起因する個人情報の漏えいまたはそのおそれ
 - ③ サーバーおよびその他記憶媒体に記録された個人情報データベース等に有効なアクセス制限が設けられていないことに起因する個人情報の漏えいまたはそのおそれ
 - ④ 被保険者の個人情報の取扱いが法令に違反し、主務大臣等によりその違反を是正するために必要な措置をとるべき旨の勧告、命令等がなされた場合において、その命令、勧告等がなされてから被保険者が必要かつ適正な措置を完了するまでの間に新たに発生したその違反に起因する個人情報の漏えいまたはそのおそれ
 - ⑤ 政治的、社会的、宗教的もしくは思想的な主義もしくは主張を有する団体・個人またはこれと連帶するものが、その主義もしくは主張に関して行う暴力的行為もしくは破壊行為（注2）またはこれらの行為が発生するおそれによる個人情報の漏えいまたはそのおそれ
 - ⑥ 被保険者の役員に関する個人情報が漏えいしたこと。
- (3) 当会社は、次の①から⑨に掲げる事由に起因して発生した前条(1)および(2)に規定す

る費用に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者が商品またはサービスの販売または提供を中断、終了または内容変更したことによる企業情報の漏えいまたはそのおそれ
- ② 被保険者が労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）で規定される労働者派遣事業を行っている場合において、派遣労働者が派遣先で行った行為に起因する企業情報の漏えいまたはそのおそれ
- ③ 被保険者が他人に対して企業情報を提供し、もしくはその取扱いの全部または一部を委託し、または他人との間で企業情報を共同利用したことに起因する企業情報の漏えいまたはそのおそれ
- ④ 被保険者が他人から企業情報を提供され、もしくはその取扱いの全部または一部を委託されたことに起因する企業情報の漏えいまたはそのおそれ
- ⑤ 被保険者が企業情報を共同利用している場合において、共同利用している間に企業情報漏えいが発生したこと。
- ⑥ 被保険者が偽りその他不正な手段により取得した企業情報を漏えいさせたこと。
- ⑦ サーバーに記録された企業情報に有効なアクセス制限等が設けられていないことに起因する企業情報の漏えいまたはそのおそれ
- ⑧ 政治的、社会的、宗教的もしくは思想的な主義もしくは主張を有する団体・個人またはこれと連帯する者が、その主義もしくは主張に関して行う暴力的行為もしくは破壊行為（注2）またはこれらの行為が発生するおそれによる起因する企業情報の漏えいまたはそのおそれ
- ⑨ 企業情報が正確でない、または最新の情報でないこと。

(注1) 利用目的

被保険者が本人に通知し、または公表する個人情報の利用の目的をいいます。

(注2) 暴力的行為もしくは破壊行為

政治的、社会的、宗教的もしくは思想的な主義または主張を伴わないサイバー攻撃を除きます。

第3条（当会社の支払限度額）

(1) 1回の事故について、当会社がこの追加条項により支払うべき保険金の額は、次の算式によって得られた額とします。ただし、1回の事故について、保険証券に記載された1事故保険金額を限度とし、保険期間を通じて、保険証券に記載された総保険金額を限度とします。

$$\left(\text{第1条(当会社の支払責任)} - \text{保険証券に記載された免責金額} \right) \times \text{保険証券に記載された縮小支払割合}$$

(2) (1)に規定する額は、特約条項第4条（責任の限度）(2)に規定する総保険金額に含まれるものとします。

第4条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

利益担保追加条項(サイバー保険用)
(2016年7月1日以降保険始期契約用)

<用語の定義（五十音順）>

この追加条項において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
営業	被保険者が行う日本国内における営業のうち、保険証券に記載された業務をいいます。
営業収益	「売上高」によって定める営業上の収益をいいます。
営業阻害事故	ネットワーク構成機器・設備の機能の全部または一部が停止することにより、営業の遂行の全部または一部が休止または阻害されることをいいます。
営業費用	売上原価または製造原価、一般管理費、販売費等営業に要する費用をいいます。
営業利益	営業収益から営業費用を差し引いた額をいいます。
経常費	営業阻害事故の有無にかかわらず、営業を継続するために支出を要するすべての費用をいいます。
収益減少額	標準営業収益からてん補期間中の営業収益を差し引いた額をいいます。
収益減少防止費用	標準営業収益に相当する額の減少を防止または軽減するためてん補期間内に生じた必要かつ有益な費用のうち通常要する費用を超える額をいいます。
喪失利益	営業阻害事故が生じた結果、営業が休止または阻害されたために生じた損失のうち、経常費および事故がなかったならば計上することができた営業利益の額をいいます。
てん補期間	保険金支払の対象となる期間であって、この保険契約に適用される特約に別の定めがないかぎり、営業阻害事故が発生した時に始まり、その事故の営業に対する影響が消滅した状態に営業収益が復した時もしくは営業収益が復したと認められる時のはずれか早い時に終わります。ただし、12ヶ月を限度とします。
特約条項	情報サービス業者・電気通信事業者特約条項（サイバー保険用）をいいます。
ネットワーク構成機器・設備	被保険者が所有、使用または管理するすべてのネットワークを構成するコンピュータ、周辺機器、およびこれらを結ぶ通信用回線設備をいいます。
標準営業収益	営業阻害事故発生直前12ヶ月のうち、てん補期間に応当する期間の営業収益をいいます。
普通約款	賠償責任保険普通保険約款をいいます。
保険金額	保険証券に記載されたこの追加条項に係る保険金額をいいます。
免責時間	保険証券に記載されたこの追加条項に係る免責時間をいいます。
約定てん補率	収益減少額のうち保険金支払の対象となる割合であって、保険契約締結時に保険契約者または被保険者と協定し、保険証券に記載された割合をいいます。

<p>利益率</p> <p>直近の会計年度（1年間）において、次の算式により得られた割合をいいます。</p> $\text{利益率} = \frac{\text{営業利益} + \text{経常費}}{\text{営業収益}}$ <p>ただし、同期間に営業損失（注）が生じたときは、次の算式により得られた割合をいいます。</p> $\text{利益率} = \frac{\text{経常費} - \text{営業損失}}{\text{営業収益}}$ <p>(注) 営業損失 営業費用から営業収益を差し引いた額をいいます。</p>

第1条（当会社の支払責任）

- (1) 当会社は、特約条項第1条（当会社の支払責任）に規定する事故が生じたことに起因する営業阻害事故によって生じた被保険者の喪失利益および収益減少防止費用に対して、保険金を支払います。
- (2) 同一の原因により、2以上のネットワーク構成機器・設備の機能が停止した場合または同じネットワーク構成機器・設備でその機能が2回以上停止した場合は、これらの停止を一括して1営業阻害事故とみなし、最初にネットワーク構成機器・設備の機能が停止した時に営業阻害事故が発生したものとみなします。
- (3) この追加条項における被保険者は、記名被保険者とします。

第2条（保険金を支払わない場合）

当会社は、次の①から⑯のいずれかに該当する事由によって生じた喪失利益および収益減少防止費用に対しては、保険金を支払いません。なお、⑨から⑯については、発生原因にかかわらず、営業阻害事故がこれらの事由によって拡大して生じた喪失利益および収益減少防止費用に対しても、当会社は保険金を支払いません。

- ① 普通約款第4条（保険金を支払わない場合）および特約条項第5条（保険金を支払わない場合）に規定する事由または行為
- ② 国または公共機関による法令等の規制
- ③ ネットワーク構成機器・設備の復旧または営業の継続に対する妨害
- ④ 貸貸借契約等の契約または各種の免許の失効、解除または中断
- ⑤ 被保険者の構外にある他人に貸与されているネットワーク構成機器・設備の損害または損壊
- ⑥ 被保険者に対する電気、ガス、水道もしくは工業用水道の供給の中止または阻害
- ⑦ 保険契約者または被保険者（注1）の法令違反
- ⑧ 被保険者でない者がこの追加条項の規定により当会社が支払うべき保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者（注2）の法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
- ⑨ 労働争議
- ⑩ 政変、国交断絶、経済恐慌、物価騰貴、外国為替市場の混乱または通貨不安
- ⑪ ネットワーク構成機器・設備の能力を超える利用または他の利用者による利用の優先。ただし、そのネットワーク構成機器・設備の能力を超える利用が第三者の故意または悪意によって行われたことを保険契約者または被保険者が立証した場合を除きま

す。

- ⑫ ネットワーク構成機器・設備の操作者または監督者等の不在
- ⑬ 脅迫行為
- ⑭ 受取不足または過払い等の事務的または会計的過誤
- ⑮ 債権の回収不能、有価証券の不渡りまたは為替相場の変動
- ⑯ 被保険者が、顧客または取引先等に対して法律上または契約上負うべき責任を負担すること。

(注1) 保険契約者または被保険者

保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役、執行役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) その者

その者が法人である場合は、その理事、取締役、執行役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

第3条（免責時間）

- (1) 当会社は、営業阻害事故が連続して免責時間を超えて継続した場合のみ保険金を支払います。
- (2) 免責時間は、営業阻害事故の発生した時を含む日の午前0時（注）から起算するものとします。

(注) 午前0時

日本国の標準時によるものとします。

第4条（保険金の支払額）

- (1) 当会社が支払うべき第1条（保険金を支払う場合）の保険金の額は、1回の営業阻害事故につき、次の①から③に従って算出した喪失利益および収益減少防止費用の額から保険証券に記載された免責金額を差し引いた金額とします。ただし、保険金額を限度とし、保険金を支払うべき事故が保険期間中2回以上生じても、当会社が支払うべき保険金の額は、保険期間を通じて、保険金額を限度とします。
 - ① 喪失利益については、収益減少額に約定てん補率を乗じて得られた額とします。ただし、てん補期間中に支出を免れた経常費がある場合は、次の算式により得られた額を差し引いた額とします。

$$\text{支出を免れた経常費} \times \frac{\text{約定てん補率}}{\text{利益率}}$$

- ② 収益減少防止費用については、次の算式により得られた額とします。ただし、その費用の支出によって減少することを免れた営業収益に約定てん補率を乗じて得られた額を限度とします。

$$\text{収益減少防止費用} \times \frac{\text{約定てん補率}}{\text{利益率}}$$

- ③ ①および②の場合において、約定てん補率が利益率より大きいときは、「約定てん補率」とあるのを「利益率」と読み替えて、①および②の規定を適用します。
- (2) (1)の規定により算出した保険金の額が保険金額を超える場合は、当会社は、保険金額を限度として、この追加条項の規定に従い、保険金を支払います。

(3) (1)に規定する限度額は、保険証券に記載された総保険金額に含まれるものとします。

第5条（営業収益および利益率の調整）

営業につき次の①または②のいずれかに該当する特殊な事情がある場合は、当会社は、喪失利益および収益減少防止費用の査定にあたり、被保険者との協議による合意に基づき標準営業収益および利益率につき公正な調整を行うものとします。

- ① てん補期間が1か月に満たない場合等、標準営業収益からてん補期間中の営業収益を差し引いた額を収益減少額とすることが適当でないとき
- ② 事業買収、事業売却等により事故発生直前12か月の営業収益を基準として標準営業収益を定めることが適当でない場合または直近の会計年度（1年間）の営業収益を基準として利益率を定めることが適当でない場合

第6条（読み替規定）

当会社は、この追加条項の適用にあたっては、普通約款の規定上「事故」とあるのを、「営業阻害事故」と読み替えて適用するものとします。

第7条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を準用します。

営業継続費用担保追加条項(サイバー保険用)
(2016年7月1日以降保険始期契約用)

<用語の定義（五十音順）>

この追加条項において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
営業	被保険者が行う日本国内における営業のうち、保険証券に記載された業務をいいます。
営業継続費用	<p>標準営業収益に相当する額の減少を防止または軽減するため に復旧期間内に生じた必要かつ有益な費用のうち通常要する費 用を超える部分（以下「追加費用」といいます。）をいい、同期 間に内に支出を免れた費用がある場合はその額を差し引いた額を いいます。ただし、次の①から③の費用は追加費用に含まない ものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 営業阻害事故の有無にかかわらず、営業を継続するために 支出を要する費用 ② 営業阻害事故が発生した施設（注）を事故発生直前の状態 に復旧するために要する一切の費用。ただし、この費用のう ち、復旧期間を短縮するために復旧期間内に生じた必要かつ 有益な費用のうち通常要する費用を超える部分は、それによ って軽減できた追加費用の額を限度として、追加費用に含め るものとします。 ③ 一時使用のために取得した物件の復旧期間終了時における 時価部分 <p>(注) 施設 ネットワーク構成機器・設備、情報機器および情報メ ディアを含みます。</p>
営業収益	「売上高」によって定める営業上の収益をいいます。
営業阻害事故	ネットワーク構成機器・設備の機能の全部または一部が停止 することにより、営業の遂行の全部または一部が休止または阻 害されることをいいます。
特約条項	情報サービス業者・電気通信事業者特約条項（サイバー保険 用）をいいます。
ネットワーク構成 機器・設備	被保険者が所有、使用または管理するすべてのネットワーク を構成するコンピュータ、周辺機器、およびこれらを結ぶ通信 用回線設備をいいます。
標準営業収益	<p>事故発生直前12か月のうち復旧期間に応当する期間の営業収 益をいいます。ただし、営業につき次の①または②のいずれか に該当する特殊な事情がある場合は、被保険者と当会社との協 議による合意に基づき公正な調整を行った後の営業収益をい うものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 復旧期間が1か月に満たない場合等、事故発生直前12か月 のうち復旧期間に応当する期間の営業収益の把握が困難な場 合 ② 事業買収、事業売却等により事故発生直前12か月の営業収 益を基準として標準営業収益とすることが適当でない場合

普通約款	賠償責任保険普通保険約款をいいます。
復旧期間	保険金支払の対象となる期間であって、事故が発生した時に始まり、ネットワーク構成機器・設備の機能が復旧した時に終わります。ただし、いかなる場合も保険証券に記載された約定期間を超えないものとします。
保険金額	保険証券に記載されたこの追加条項に係る保険金額をいいます。
免責時間	保険証券に記載されたこの追加条項に係る免責時間をいいます。

第1条（当会社の支払責任）

- (1) 当会社は、特約条項第1条（当会社の支払責任）に規定する事故が生じたことに起因する営業阻害事故によって生じた被保険者の営業継続費用に対して、保険金を支払います。
- (2) 同一の原因により、2以上のネットワーク構成機器・設備の機能が停止した場合または同じネットワーク構成機器・設備でその機能が2回以上停止した場合は、これらの停止を一括して1営業阻害事故とみなし、最初にネットワーク構成機器・設備の機能が停止した時に営業阻害事故が発生したものとみなします。
- (3) この追加条項における被保険者は、記名被保険者とします。

第2条（保険金を支払わない場合）

当会社は、次の①から⑯のいずれかに該当する事由によって生じた営業継続費用に対しては、保険金を支払いません。なお、⑨から⑬については、発生原因にかかわらず、営業阻害事故がこれらの事由によって拡大して生じた損失に対しても、当会社は保険金を支払いません。

- ① 普通約款第4条（保険金を支払わない場合）および特約条項第5条（保険金を支払わない場合）に規定する事由または行為
- ② 国または公共機関による法令等の規制
- ③ ネットワーク構成機器・設備の復旧または営業の継続に対する妨害
- ④ 貸貸借契約等の契約または各種の免許の失効、解除または中断
- ⑤ 被保険者の構外にある他人に貸与されているネットワーク構成機器・設備の損害または損壊
- ⑥ 被保険者に対する電気、ガス、水道もしくは工業用水道の供給の中止または阻害
- ⑦ 保険契約者または被保険者（注1）の法令違反
- ⑧ 被保険者でない者がこの追加条項の規定により当会社が支払うべき保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者（注2）の法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
- ⑨ 労働争議
- ⑩ 政変、国交断絶、経済恐慌、物価騰貴、外国為替市場の混乱または通貨不安
- ⑪ ネットワーク構成機器・設備の能力を超える利用または他の利用者による利用の優先。ただし、そのネットワーク構成機器・設備の能力を超える利用が第三者の故意または悪意によって行われたことを保険契約者または被保険者が立証した場合を除きます。
- ⑫ ネットワーク構成機器・設備の操作者または監督者等の不在
- ⑬ 脅迫行為
- ⑭ 受取不足または過払い等の事務的または会計的過誤
- ⑮ 債権の回収不能、有価証券の不渡りまたは為替相場の変動
- ⑯ 被保険者が、顧客または取引先等に対して法律上または契約上負うべき責任を負担

すること。

(注1) 保険契約者または被保険者

保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役、執行役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます

(注2) その者

その者が法人である場合は、その理事、取締役、執行役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

第3条（免責時間）

- (1) 当会社は、営業阻害事故が連続して免責時間を超えて継続した場合のみ保険金を支払います。
(2) 免責時間は営業阻害事故の発生した時を含む日の午前0時（注）から起算するものとします。

(注) 午前0時

日本国の標準時によるものとします。

第4条（保険金の支払額）

- (1) 1回の営業阻害事故につき当会社が支払うべき保険金の額は、営業継続費用の額から免責金額を差し引いた額とします。ただし、保険金額を限度とし、保険金を支払うべき事故が保険期間中2回以上生じても、当会社が支払うべき保険金の額は、保険期間を通じて、その保険金額を限度とします。
(2) (1)に規定する限度額は、保険証券に記載された総保険金額に含まれるものとします。

第5条（読み替規定）

当会社は、この追加条項の適用にあたっては、普通約款の規定上「事故」とあるのを、「営業阻害事故」と読み替えて適用するものとします。

第6条（他の追加条項との調整）

この追加条項により支払われる保険金が利益担保追加条項（サイバー保険用）により支払われる収益減少防止費用と重複する場合は、当会社は、この追加条項に優先して利益担保追加条項（サイバー保険用）よりその保険金を支払うものとします。

第7条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を準用します。

情報サービス業者・電気通信事業者特約条項(サイバー保険用)
(2016年6月30日以前保険始期契約用)

<用語の定義（五十音順）>

この特約条項およびこれに付帯される追加条項において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
一連の損害賠償請求	損害賠償請求がなされた時または場所、損害賠償請求権者の数等にかかわらず、同一の事由またはその事由に関連する他の事由に起因するすべての損害賠償請求をいいます。なお、一連の損害賠償請求は、最初の損害賠償請求がなされた時にすべてなされたものとみなします。
企業情報	<p>記名被保険者が対象業務を遂行するにあたり所有、使用または管理する情報をいいます。なお、特許権、営業秘密（注1）および知的財産権（注2）を含み、個人情報を除きます。</p> <p>(注1) 営業秘密 不正競争防止法（平成5年法律第47号）第2条第6項に定めるものをいいます。</p> <p>(注2) 知的財産権 特許権および営業秘密を除きます。</p>
個人識別符号	<p>次の①から⑤に掲げるものをいいます。</p> <p>① マイナンバー ② 運転免許証番号 ③ 旅券番号 ④ 基礎年金番号 ⑤ 保険証番号</p>
個人情報	<p>個人に関する情報であって、次の①または②のいずれかに該当するものをいいます。</p> <p>① その情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（注）により特定の個人を識別することができるもの。なお、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含みます。</p> <p>② 個人識別符号が含まれるもの</p> <p>(注) その他の記述等 文書、図画もしくは電磁的記録に記載され、もしくは記録され、または音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいいます。ただし、個人識別符号を除きます。</p>
コンピュータウィルス	<p>他人の情報に対して、意図的に何らかの被害を及ぼすように作られたプロファイル、プログラム等であって、次の①および②の双方の機能を有するものをいいます。</p> <p>① 自らの機能によって他のプログラムに自らを複写し、またはシステム機能を利用して自らを他のシステムに複写すること（注）等により、他のシステム、プログラムまたはファイルに自らを増殖または伝染させる機能</p>

	<p>② 情報等の破壊を行ったり、設計者の意図しない動作を行う機能</p> <p>(注) 複写すること システム感染機能、ファイル感染機能および複合感染機能を含みます。</p>
事故	第1条（当会社の支払責任）に規定する事由をいいます。
使用人等	賠償責任保険追加条項第1章共通条項第1条（用語の定義－五十音順）の「記名被保険者の使用人等」の規定にかかわらず、雇用契約または労働契約の有無にかかわらず、記名被保険者の業務に従事し、または従事していたすべての役員または使用人をいいます。
情報	電子データまたは記憶媒体に記録された非電子データとして保有される情報をいい、個人情報および企業情報を含みます。
情報メディア	電子データ、データベース、ソフトウェアおよびプログラムをいいます。
人格権の侵害	<p>次の①から⑤に掲げるいずれかに該当するものをいいます。</p> <p>① プライバシーの侵害 ② 名誉または信用のき損 ③ 氏名権（注1）の侵害 ④ 肖像権（注2）の侵害 ⑤ パブリシティー権（注3）の侵害</p> <p>(注1) 氏名権 自己の氏名を他人に冒用されない権利をいいます。</p> <p>(注2) 肖像権 自己の肖像を無断で他人に撮影、使用または公表されない権利をいいます。</p> <p>(注3) パブリシティー権 経済的利益または価値を有する自己の氏名もしくは名称または肖像を無断で他人に使用されない権利をいいます。</p>
遡及日	保険証券記載の遡及日をいいます。
著作権	著作権法（昭和45年法律第48号）によって定められる権利をいいます。
電磁的記録	電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式により作られる記録をいいます。
ネットワーク	電子データを伝送する通信回線、ルーターおよび交換機で構成される情報通信ネットワーク、コンピュータ、サーバー、データ端末等の情報機器を接続したコンピュータネットワークおよびインターネット等のバックボーンネットワークをいいます。
被保険者	<p>次の①および②に掲げる者をいいます。</p> <p>① 記名被保険者 ② 記名被保険者の使用人等。ただし、記名被保険者の業務に関するかぎりにおいて、被保険者とします。</p>
ファイアウォール	被保険者が所有、使用または管理する装置であって、ネット

	ワーク構成機器・設備の外部からそのネットワーク構成機器・設備上にある情報メディア等の閲覧、使用、改ざん、破壊、消去、インストールその他これらに類似する行為を制限することを目的として、ネットワーク構成機器・設備上に設置されたものをいいます。
不正アクセス等	<p>ネットワークの正当な使用権限を有さない者によって、次の①から③のいずれかに掲げる行為が実施されることをいいます。</p> <p>① ファイアウォールを設置したネットワーク構成機器・設備上において、使用権限を制限することにより保護されている情報メディアの、ネットワーク上での閲覧、使用、改ざん、破壊または消去</p> <p>② ファイアウォールを設置したネットワーク構成機器・設備を管理する者が、そのネットワーク構成機器・設備上での使用を認めていない情報メディアの、そのネットワーク構成機器・設備へのインストール</p> <p>③ ファイアウォールを設置したネットワーク構成機器・設備について、そのネットワーク構成機器・設備が有する使用権限を制限している機能のネットワーク上での設定の変更</p>
普通約款	賠償責任保険普通保険約款をいいます。
保険期間	普通約款第5条（責任の始期および終期）に掲げる保険期間をいいます。
役員	会社法（平成17年法律第86号）上の取締役、執行役および監査役ならびにこれらに準ずる者として法令または定款の規定に基づいておかれた者をいいます。ただし、会計参与および会計監査人を除きます。

第1条（当会社の支払責任）

当会社は、普通約款第1条（当会社の支払責任）の規定にかかわらず、被保険者が保険証券記載の業務を遂行するために、ネットワークの所有、使用もしくは管理または情報メディアの提供にあたり生じた、偶然な事由（注）（以下「事故」といいます。）に起因して提起された損害賠償請求について、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害（以下「損害」といいます。）に対して、保険金を支払います。

（注） 偶然な事由
情報の漏えいのおそれを含みます。

第2条（保険期間および請求提起地と保険責任の関係ならびに防御義務）

- (1) 当会社は、保険期間中に、被保険者に対し、損害賠償請求が提起された場合にかぎり、保険金を支払います。
- (2) 当会社は、普通約款第3条（保険適用地域）(1)および(2)の規定にかかわらず、普通約款ならびにこの特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を、前条に規定する事由が発生した国または地域を問わず、適用するものとします。

第3条（損害の範囲）

この特約条項において、当会社が保険金を支払うべき第1条（当会社の支払責任）の損害の範囲は、普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)①から⑥の規定にかかわらず、次の①から③に掲げるものにかぎります。

名称	損害の内容
① 損害賠償金	被保険者が保険金請求権者に支払うべき損害賠償金。ただし、損害賠償金を支払うことによって代位取得するものがある場合は、その価額を控除します。なお、税金、罰金、科料、過料、違約金、懲罰的賠償金その他補償的賠償金、課徴金ならびに被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定（注）がある場合におけるその約定によって加重された損害賠償金を含みません。 (注) 特別の約定 業務の結果を保証することを含みます。
② 争訟費用	被保険者が当会社の承認を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に関する費用
③ 協力費用	被保険者が普通約款第17条（損害賠償請求解決のための協力）(1)のために支出した費用

第4条（責任の限度）

- (1) 前条①から③の損害に係る当会社が支払うべき保険金の額は、普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(2)から(4)の規定にかかわらず、一連の損害賠償請求について、前条①から③の損害の額の合計額が保険証券に記載された免責金額を超過する金額とし、保険証券に記載された一連の損害賠償請求についての保険金額を限度とします。
- (2) 当会社がこの保険契約で支払う前条①から③の保険金の額は、これらを合算して、保険期間を通じて、保険証券に記載された総保険金額を限度とします。また、第7条（通知義務）(2)の規定に従い、この保険契約の保険期間中になされたものとみなされる損害賠償請求についても、保険証券に記載された総保険金額が適用されるものとします。

第5条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当会社は、普通約款第4条（保険金を支払わない場合）①から⑧に掲げる賠償責任のほか、被保険者に対してなされた次の①から⑯に掲げる損害賠償請求に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。なお、次の①から⑯に記載されている事由または行為については、実際に生じたまたは行われたと認められる場合にかぎらず、それらの事由または行為があったとの申し立てに基づいて、被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合にも、この条の規定は適用されます。
- ① 保険契約者、被保険者もしくは被保険者の法定代理人（注1）またはこれらの者の同居の親族の故意または重大な過失に起因する損害賠償請求。ただし、記名被保険者以外の被保険者について、当会社が保険金を支払わるのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
 - ② 窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為に起因する損害賠償請求
 - ③ 記名被保険者の使用人等が、その行為が法令に違反していることまたは他人に損害を与えることを認識しながら（注2）行った行為に起因する損害賠償請求。ただし、記名被保険者以外の被保険者について、当会社が保険金を支払わるのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
 - ④ 販売分析、販売予測または財務分析の過誤に起因する損害賠償請求
 - ⑤ 履行不能または履行遅滞に起因する損害賠償請求。ただし、次のアまたはイの原因による場合を除きます。
 - ア. 火災、破裂または爆発
 - イ. 偶然な事故によるネットワーク構成機器・設備の損壊（注3）またはネットワーク構成機器・設備の機能の停止

- ⑥ 他人の身体の障害、財物の損壊（注3）もしくは紛失または盗取もしくは詐取されたことに起因する損害賠償請求
 - ⑦ 業務の結果を利用して、製造、加工、配合、組立、建築等の工程を経て製作された製品、半製品、部品、工作物等の財物の不具合に起因する損害賠償請求
 - ⑧ 人工衛星（注4）の損壊（注3）または故障に起因する損害賠償請求
 - ⑨ 保険証券記載の業務を除き、被保険者が開発または作成した情報メディアに起因する損害賠償請求
 - ⑩ 特許権、商標権等の知的財産権の侵害に起因する損害賠償請求。ただし、著作権の侵害に起因する損害賠償請求を除きます。
 - ⑪ 被保険者の業務の対価（注5）の見積もりまたは返還に起因する損害賠償請求
 - ⑫ 業務の結果を保証することにより加重された損害賠償請求
 - ⑬ 記名被保険者から記名被保険者の使用人等に対してなされた損害賠償請求
 - ⑭ 直接であると間接であるとを問わず、採用、雇用または解雇に関して行われた不当行為に起因する損害賠償請求
 - ⑮ 被保険者によって、または被保険者のために被保険者以外の者によって行われた不正競争等の不当な広告宣伝活動、放送活動または出版活動による他人の営業権の侵害（注6）に起因する損害賠償請求
 - ⑯ 次のアまたはイの事由に起因する損害賠償請求
 - ア. 日付および時刻を正しく認識、処理、区別、解釈、計算、変換、置換、解析または受入できること。
 - イ. アに掲げる問題に関する助言、相談、提案、企画、評価、検査、設置、維持、修理、交換、回収、管理、請負その他これらに類する業務またはアに掲げる問題の発生を防止するために意図的に行うコンピュータ等の停止もしくは中断（注7）
 - ⑰ 直接であると間接であるとを問わず、記名被保険者の支払不能または破産に起因する損害賠償請求
 - ⑱ 株主代表訴訟等によってなされる損害賠償請求
 - ⑲ 差押え、徴発、没収、破壊等の国または公共団体の公権力の行使に起因する損害賠償請求
- (2) 当会社は、被保険者に対してなされた次の①から④に掲げる損害賠償請求に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 遅延日より前に生じた事故に起因する一連の損害賠償請求
 - ② 遅延日より前に被保険者に対して提起された訴訟およびこれらの訴訟の中で申し立てられた事実と同一または関連する事実に起因する損害賠償請求
 - ③ この保険契約の保険期間の開始日より前に被保険者に対する損害賠償請求がなされるおそれがある状況を被保険者が知っていた場合、または知っていたと判断できる合理的な理由がある場合に、その状況の原因となる行為に起因する一連の損害賠償請求
 - ④ この保険契約の保険期間の開始日より前に被保険者に対してなされていた損害賠償請求の中で申し立てられていた行為に起因する一連の損害賠償請求
- (3) 当会社は、ネットワーク構成機器・設備において、被保険者が新たなソフトウェアもしくはプログラムを使用もしくは提供した場合または改定したソフトウェアもしくはプログラムを使用もしくは提供した場合には、当会社は、被保険者に対してなされた次の①または②に掲げる損害賠償請求に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 通常要するテストを実施していないソフトウェアまたはプログラムの瑕疵によって生じた損害賠償請求
 - ② ソフトウェアまたはプログラムの瑕疵によって、そのソフトウェアもしくはプログラムのテスト期間内または正式使用後1か月以内に生じた事由に起因する損害賠償請求

(4) 当会社は、次の①または②に掲げる費用に対しては、被保険者が支出したと否とを問わず、保険金を支払いません。

① 業務の履行の追完または再履行のために要する費用（注8）

② 業務の結果のうち損害賠償請求の原因となった業務およびそれらと同種の業務に対して被保険者が行った適切な措置のために要した費用

(注1) 法定代理人

記名被保険者が法人である場合は、その役員または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 認識しながら

認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。

(注3) 損壊

滅失、損傷または汚損をいいます。

(注4) 人工衛星

人工衛星に搭載された無線設備等の機器を含みます。

(注5) 業務の対価

販売代金、手数料、報酬等をいいます。

(注6) 営業権の侵害

商号の侵害または虚偽の事実の陳述もしくは流布による営業上の信用の侵害を含みます。

(注7) コンピュータ等の停止もしくは中断

コンピュータ等を使用して行う業務の停止または中断を含みます。

(注8) 業務の履行の追完または再履行のために要する費用

追完または再履行のために提供する財物、情報または役務の価格を含みます。

第6条（適切な措置を講じる義務）

(1) 保険契約者または被保険者は、損害賠償請求を提起されるおそれのある原因または事由が発生したことを知った場合は、損害の発生および拡大を防止するため、遅滞なく、適切な措置を講じなければなりません。

(2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)の義務を怠った場合は、当会社は、適切な措置を講じることにより発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額を差し引いて、保険金を支払います。

(3) 当会社は、適切な措置を講じるために要した費用については、保険契約者または被保険者が直接支出したと否とを問わず、保険金を支払いません。

第7条（通知義務）

(1) 保険契約者または記名被保険者は、保険期間中に損害賠償請求を提起されるおそれのある原因または事由が発生したことを知った場合は、その原因または事由の具体的な状況を、遅滞なく、書面で当会社に通知しなければなりません。

(2) 保険契約者または記名被保険者が、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされるおそれのある状況（注）を知った場合には、その状況ならびにその原因となる事実および行為について、発生日および関係者等に関する詳細な内容を添えて、遅滞なく、当会社に対し書面により通知しなければなりません。この場合において、通知された事実または行為に起因して、被保険者に対してなされた損害賠償請求は、通知の時をもってなされたものとみなします。

(3) 保険契約者または記名被保険者が、正当な理由なく(1)または(2)の通知を怠った場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて、保険金を支払いま

す。

- (注) 損害賠償請求がなされるおそれのある状況
損害賠償請求がなされることが合理的に予想される状況にかぎります。

第8条（普通約款の読み替規定）

当会社は、この特約条項においては、下表のとおり普通約款を読み替えて適用します。

読み替える規定	読み替前	読み替後
第5条（責任の始期および終期）	保険料領収前に生じた事故による損害	保険料領収前になされた損害賠償請求
第6条（調査）	事故の発生を予防するため必要な措置	損害賠償請求が提起されるおそれのある事故または原因もしくは事由が発生することに対する予防措置
第7条（告知義務）(3)(③)	事故が生じる前に	損害賠償請求がなされる前に
第7条（告知義務）(4)	事故が生じた後に	損害賠償請求がなされた後に
第7条（告知義務）(5)	発生した事故	なされた損害賠償請求
第8条（通知義務）(4)	承認請求書を受領するまでの間に生じた事故	承認請求書を受領するまでの間になされた損害賠償請求
第8条（通知義務）(5)	発生した事故	なされた損害賠償請求
第9条（保険契約の解除）(5)	事故の発生した後になされた	損害賠償請求がなされた後に行われた
第9条（保険契約の解除）(5)	解除がなされた時までに発生した事故	解除がなされた時までに保険契約者、被保険者もしくはその代理人が知った原因・事由によってなされた損害賠償請求または解除がなされた時までになされた損害賠償請求
第10条（保険料の返還または請求－告知・通知事項等の承認の場合）(3)	その事実が生じた時より前に発生した事故	その事実が生じた時より前に保険契約者、被保険者もしくはその代理人が知った原因・事由によってなされた損害賠償請求またはその事実が生じた時より前になされた損害賠償請求
第10条（保険料の返還または請求－告知・通知事項等の承認の場合）(4)	追加保険料領収前に生じた事故による損害	追加保険料領収前になされた損害賠償請求による損害
第16条（事故の発生）、第	事故	損害賠償請求が提起され

18条（保険金請求の手続） (3)および第19条（保険金の支払）(1)①		るおそれのある事故または原因もしくは事由
---	--	----------------------

第9条（普通約款等との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通約款ならびにこれに付帯する他の特約条項および追加条項の規定を適用します。

事故対応特別費用担保追加条項(サイバー保険用)

(2016年6月30日以前保険始期契約用)

<用語の定義（五十音順）>

この追加条項において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
家族	次の①から③に掲げる者をいいます。 ① 本人の配偶者 ② 本人またはその配偶者と生計を共にする同居の親族 ③ 本人またはその配偶者と生計を共にする別居の未婚の子
個人情報データベース等	個人情報を含む情報の集合物であって、次の①または②に掲げるものをいいます。 ① 特定の個人情報をコンピュータにより検索することができるよう体系的に構成したもの ② 個人情報を一定の規則に従って整理することにより特定の個人情報を容易に検索することができるよう体系的に構成した情報の集合物であって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するもの
個人データ	個人情報データベース等を構成する個人情報をいいます。
サイバー攻撃	コンピュータネットワーク、インターネット等を利用してサーバー、コンピュータネットワーク等に不正に侵入し、情報の詐取、破壊および改ざんならびにシステムを機能不全に陥れることをいいます。
情報機器等修理費用	被保険者が所有、使用または管理するネットワーク構成機器・設備が損壊した場合における修理費用をいいます。
情報漏えい対応費用	次の①から③に掲げる費用をいいます。 ① 情報の漏えいまたはそのおそれの再発防止を目的とした第三者による証明または外部機関による認証の取得に係る費用 ② 個人情報の漏えいまたはそのおそれに関して、個人情報を漏えいされた、またはそのおそれがある本人に対する見舞金、見舞品購入費用および見舞品の発送費用。ただし、社会通念上妥当な費用にかぎり、かつ、見舞金については1名あたり1,000円を限度とします。 ③ 漏えいした、またはそのおそれのある情報の不正使用を監視するための費用
データ復旧費用	被保険者が所有、使用または管理する情報が消去または損傷した場合において、その情報を修復もしくは復旧する、またはその情報と同種同等の情報を再作成もしくは再取得する費用をいいます。
特約条項	情報サービス業者・電気通信事業者特約条項（サイバー保険用）をいいます。
ネットワーク構成機器・設備	日本国内に所在する被保険者が所有、使用または管理するすべてのネットワークを構成するコンピュータ、周辺機器、およびこれらを結ぶ通信用回線設備をいい、携帯式通信機器およびこれらの付属品を含みます。
本人	個人情報によって識別される特定の個人をいいます。

第1条（当会社の支払責任）

- (1) 当会社は、特約条項第1条（当会社の支払責任）に規定する事故（注1）が生じたことにより、この保険契約による保険金の支払対象となる損害が発生するおそれのあることを被保険者が知った場合において、その事故に対応するため、被保険者が支出した次の①から⑯に掲げる費用に対して、保険金を支払います。ただし、社会通念上妥当な費用にかぎり、事故が生じなかつたとしても発生する費用を除きます。なお、有益な第三者のコンサルティングまたは類似の指導等を受けるために要した費用のうち、必要と認められる費用を含みます。
- ① 文書（注2）作成のために要する費用
 - ② 増設コピー機の賃借費用
 - ③ 事故現場の保存、事故の状況調査およびその記録に要する費用。なお、写真撮影費用を含みます。
 - ④ 事故の原因調査および再現実験に要する費用（注3）ならびに事故の再発防止策を実施する費用
 - ⑤ 事故の拡大の防止に努めるために要した費用
 - ⑥ 使用人等を事故現場に派遣するために要する人件費、交通費、宿泊費等の費用
 - ⑦ 通信費用および謝罪文の作成、送付等に要した費用
 - ⑧ 使用人等の超過勤務手当
 - ⑨ 臨時雇入費用
 - ⑩ 新聞、雑誌、テレビ、ラジオもしくはこれらに準じる媒体による謝罪または再発防止に向けた取り組みを公表する等、信頼回復のための会見、発表、広告等のために支出した費用
 - ⑪ コールセンターの設置、運営等の費用
 - ⑫ 弁護士等への相談費用
 - ⑬ 被保険者がその事故について他人に損害賠償の請求（注4）をすることができる場合において、他人に対して損害賠償請求を行うための争訟費用
 - ⑭ 情報漏えい対応費用
 - ⑮ データ復旧費用
 - ⑯ 情報機器等修理費用
- (2) 個人情報の漏えいまたはそのおそれに関して、当会社が(1)に規定する費用に対して保険金を支払うのは、その漏えいまたはそのおそれが生じたことが、保険期間中に次の①から③に掲げる事由のいずれかがなされることにより客観的に明らかになる場合にかぎります。
- ① 被保険者が行う新聞、雑誌、テレビ、ラジオまたはこれらに準じる媒体による会見、発表、広告等
 - ② 本人またはその家族への謝罪文の送付
 - ③ 公的機関に対する文書による届出または報告等
- (3) この追加条項における被保険者は、記名被保険者とします。

(注1) 事故

情報の漏えいのおそれを含みます。

(注2) 文書

相手方当事者または裁判所に提供する文書にかぎります。

(注3) 事故の原因および再現実験に要する費用

意見書および鑑定書の作成に要する費用を含みます。

(注4) 損害賠償の請求

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

第2条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当会社は、普通約款第4条（保険金を支払わない場合）および特約条項第5条（保険金を支払わない場合）に規定する事由または行為に起因して発生した前条(1)に規定する費用に対しては、保険金を支払いません。
- (2) 当会社は、次の①から⑥に掲げる事由に起因して発生した前条(1)に規定する費用に対しては、保険金を支払いません。
- ① 利用目的（注1）の達成に必要な範囲を超えた個人情報の取扱いに起因する個人情報の漏えいまたはそのおそれ
 - ② 偽りその他不正な手段により取得した個人情報の取扱いに起因する個人情報の漏えいまたはそのおそれ
 - ③ サーバーおよびその他記憶媒体に記録された個人情報データベース等に有効なアクセス制限が設けられていないことに起因する個人情報の漏えいまたはそのおそれ
 - ④ 被保険者の個人情報の取扱いが法令に違反し、主務大臣等によりその違反を是正するために必要な措置をとるべき旨の勧告、命令等がなされた場合において、その命令、勧告等がなされてから被保険者が必要かつ適正な措置を完了するまでの間に新たに発生したその違反に起因する個人情報の漏えいまたはそのおそれ
 - ⑤ 政治的、社会的、宗教的もしくは思想的な主義もしくは主張を有する団体・個人またはこれと連帶するものが、その主義もしくは主張に関して行う暴力的行為もしくは破壊行為（注2）またはこれらの行為が発生するおそれによる個人情報の漏えいまたはそのおそれ
 - ⑥ 被保険者の役員に関する個人情報が漏えいしたこと。
- (3) 当会社は、次の①から⑨に掲げる事由に起因して発生した前条(1)に規定する費用に対しては、保険金を支払いません。
- ① 被保険者が商品またはサービスの販売または提供を中断、終了または内容変更したことに起因する企業情報の漏えいまたはそのおそれ
 - ② 被保険者が労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）で規定される労働者派遣事業を行っている場合において、派遣労働者が派遣先で行った行為に起因する企業情報の漏えいまたはそのおそれ
 - ③ 被保険者が他人に対して企業情報を提供し、もしくはその取扱いの全部または一部を委託し、または他人との間で企業情報を共同利用したことに起因する企業情報の漏えいまたはそのおそれ
 - ④ 被保険者が他人から企業情報を提供され、もしくはその取扱いの全部または一部を委託されたことに起因する企業情報の漏えいまたはそのおそれ
 - ⑤ 被保険者が企業情報を共同利用している場合において、共同利用している間に企業情報漏えいが発生したこと。
 - ⑥ 被保険者が偽りその他不正な手段により取得した企業情報を漏えいさせたこと。
 - ⑦ サーバーに記録された企業情報に有効なアクセス制限等が設けられていないことに起因する企業情報の漏えいまたはそのおそれ
 - ⑧ 政治的、社会的、宗教的もしくは思想的な主義もしくは主張を有する団体・個人またはこれと連帶する者が、その主義もしくは主張に関して行う暴力的行為もしくは破壊行為（注2）またはこれらの行為が発生するおそれによる企業情報の漏えいまたはそのおそれ
 - ⑨ 企業情報が正確でない、または最新の情報でないこと。

(注1) 利用目的

被保険者が本人に通知し、または公表する個人情報の利用の目的をいいます。

(注2) 暴力的行為もしくは破壊行為

政治的、社会的、宗教的もしくは思想的な主義または主張を伴わないサイバー攻撃を除きます。

第3条（当会社の支払限度額）

- (1) この追加条項に基づき当会社が支払うべき保険金の額は、特約条項第3条（損害の範囲）①から③に規定するものと合算して保険証券記載の免責金額を超過する額の全額とし、保険期間中を通じて保険証券記載の保険金額を限度とします。
- (2) (1)に規定する限度額は、保険証券記載の総保険金額に含まれるものとします。
- (3) 次の①および②に掲げる費用については、当会社は、保険証券記載の縮小支払割合を乗じた額を支払うものとします。
 - ① 情報漏えい対応費用のうち、漏えいした、またはそのおそれのある情報の不正使用を監視するための費用
 - ② 第1条（当会社の支払責任）(1)④および⑮に規定する費用

第4条（普通保険約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、賠償責任保険普通保険約款ならび特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

利益担保追加条項(サイバー保険用)
(2016年6月30日以前保険始期契約用)

<用語の定義（五十音順）>

この追加条項において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
営業	被保険者が行う日本国内における営業のうち、保険証券記載の業務をいいます。
営業収益	「売上高」によって定める営業上の収益をいいます。
営業阻害事故	ネットワーク構成機器・設備の機能の全部または一部が停止することにより、営業の遂行の全部または一部が休止または阻害されることをいいます。
営業費用	売上原価または製造原価、一般管理費、販売費等営業に要する費用をいいます。
営業利益	営業収益から営業費用を差し引いた額をいいます。
経常費	営業阻害事故の有無にかかわらず、営業を継続するために支出を要するすべての費用をいいます。
収益減少額	標準営業収益からてん補期間中の営業収益を差し引いた額をいいます。
収益減少防止費用	標準営業収益に相当する額の減少を防止または軽減するためてん補期間内に生じた必要かつ有益な費用のうち通常要する費用を超える額をいいます。
喪失利益	営業阻害事故が生じた結果、営業が休止または阻害されたために生じた損失のうち、経常費および事故がなかったならば計上することができた営業利益の額をいいます。
損失	喪失利益および収益減少防止費用をいいます。
てん補期間	保険金支払の対象となる期間であって、この保険契約に適用される特約に別の定めがないかぎり、営業阻害事故が発生した時に始まり、その事故の営業に対する影響が消滅した状態に営業収益が復した時もしくは営業収益が復したと認められる時のはずれか早い時に終ります。ただし、12ヶ月を限度とします。
特約条項	情報サービス業者・電気通信事業者特約条項（サイバー保険用）をいいます。
ネットワーク構成機器・設備	被保険者が所有、使用または管理するすべてのネットワークを構成するコンピュータ、周辺機器、およびこれらを結ぶ通信用回線設備をいいます。
標準営業収益	営業阻害事故発生直前12ヶ月のうち、てん補期間に応当する期間の営業収益をいいます。
普通約款	賠償責任保険普通保険約款をいいます。
保険金額	保険証券記載のこの追加条項に係る保険金額をいいます。
免責時間	保険証券記載のこの追加条項に係る免責時間をいいます。
約定てん補率	収益減少額のうち保険金支払の対象となる割合であって、保険契約締結時に保険契約者または被保険者と協定し、保険証券に記載された割合をいいます。

利益率 直近の会計年度（1年間）において、次の算式により得られた割合をいいます。 $\text{利益率} = \frac{\text{営業利益} + \text{経常費}}{\text{営業収益}}$ <p>ただし、同期間に営業損失（注）が生じたときは、次の算式により得られた割合をいいます。</p> $\text{利益率} = \frac{\text{経常費} - \text{営業損失}}{\text{営業収益}}$ <p>(注) 営業損失 営業費用から営業収益を差し引いた額をいいます。</p>

第1条（当会社の支払責任）

- (1) 当会社は、特約条項第1条（当会社の支払責任）に規定する事故（注）が生じたことに起因する営業阻害事故によって生じた被保険者の損失に対して、保険金を支払います。
- (2) 同一の原因により、2以上のネットワーク構成機器・設備の機能が停止した場合または同じネットワーク構成機器・設備でその機能が2回以上停止した場合は、これらの停止を一括して1営業阻害事故とみなし、最初にネットワーク構成機器・設備の機能が停止した時に営業阻害事故が発生したものとみなします。
- (3) この追加条項における被保険者は、記名被保険者とします。

(注) 事故
情報の漏えいのおそれを含みます。

第2条（保険金を支払わない場合）

当会社は、次の①から⑯のいずれかに該当する事由によって生じた損失に対しては、保険金を支払いません。なお、⑨から⑯については、発生原因にかかわらず、営業阻害事故がこれらの事由によって拡大して生じた損失に対しても、当会社は保険金を支払いません。

- ① 普通約款第4条（保険金を支払わない場合）および特約条項第5条（保険金を支払わない場合）に規定する事由または行為
- ② 国または公共機関による法令等の規制
- ③ ネットワーク構成機器・設備の復旧または営業の継続に対する妨害
- ④ 貸貸借契約等の契約または各種の免許の失効、解除または中断
- ⑤ 被保険者の構外にある他人に貸与されているネットワーク構成機器・設備の損害または損壊
- ⑥ 被保険者に対する電気、ガス、水道もしくは工業用水道の供給の中止または阻害
- ⑦ 保険契約者または被保険者（注1）の法令違反
- ⑧ 被保険者でない者がこの追加条項の規定により当会社が支払うべき保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者（注2）の法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
- ⑨ 労働争議
- ⑩ 政変、国交断絶、経済恐慌、物価騰貴、外国為替市場の混乱または通貨不安
- ⑪ ネットワーク構成機器・設備の能力を超える利用または他の利用者による利用の優

先。ただし、そのネットワーク構成機器・設備の能力を超える利用が第三者の故意または悪意によって行われたことを保険契約者または被保険者が立証した場合を除きます。

- ⑫ ネットワーク構成機器・設備の操作者または監督者等の不在
- ⑬ 脅迫行為
- ⑭ ファイアウォールを通過せずに行われた不正アクセス
- ⑮ 受取不足または過払い等の事務的または会計的過誤
- ⑯ 債権の回収不能、有価証券の不渡りまたは為替相場の変動
- ⑰ 被保険者が、顧客または取引先等に対して法律上または契約上負うべき責任を負担すること。

(注1) 保険契約者または被保険者

保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役、執行役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) その者

その者が法人である場合は、その理事、取締役、執行役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

第3条（免責時間）

- (1) 当会社は、営業阻害事故が連続して免責時間を超えて継続した場合のみ保険金を支払います。
- (2) 免責時間は、営業阻害事故の発生した時を含む日の午前0時（注）から起算するものとします。

(注) 午前0時

日本国の標準時によるものとします。

第4条（保険金の支払額）

- (1) 当会社が支払うべき第1条（保険金を支払う場合）の保険金の額は、1回の営業阻害事故につき、次の①から③に従って算出した損失の額から保険証券記載の免責金額を差し引いた金額とします。ただし、保険金額を限度とし、保険金を支払うべき事故が保険期間中2回以上生じても、当会社が支払うべき保険金の額は、保険期間を通じて、保険金額を限度とします。
 - ① 喪失利益については、収益減少額に約定てん補率を乗じて得られた額とします。ただし、てん補期間中に支出を免れた経常費がある場合は、次の算式により得られた額を差し引いた額とします。

$$\text{支出を免れた経常費} \times \frac{\text{約定てん補率}}{\text{利益率}}$$

- ② 収益減少防止費用については、次の算式により得られた額とします。ただし、その費用の支出によって減少することを免れた営業収益に約定てん補率を乗じて得られた額を限度とします。

$$\text{収益減少防止費用} \times \frac{\text{約定てん補率}}{\text{利益率}}$$

- ③ ①および②の場合において、約定てん補率が利益率より大きいときは、「約定てん補

率」とあるのを「利益率」と読み替えて、①および②の規定を適用します。

- (2) (1)の規定により算出した保険金の額が保険金額を超える場合は、当会社は、保険金額を限度として、この追加条項の規定に従い、保険金を支払います。
- (3) (1)に規定する限度額は、保険証券記載の総保険金額に含まれるものとします。

第5条（営業収益および利益率の調整）

営業につき次の①または②のいずれかに該当する特殊な事情がある場合は、当会社は、損失の査定にあたり、被保険者との協議による合意に基づき標準営業収益および利益率につき公正な調整を行うものとします。

- ① てん補期間が1か月に満たない場合等、標準営業収益からてん補期間中の営業収益を差し引いた額を収益減少額とすることが適当でないとき
- ② 事業買収、事業売却等により事故発生直前12か月の営業収益を基準として標準営業収益を定めることが適当でない場合または直近の会計年度（1年間）の営業収益を基準として利益率を定めることが適当でない場合

第6条（読み替規定）

当会社は、この追加条項の適用にあたっては、普通約款の規定上「事故」とあるのを、「営業阻害事故」と読み替えて適用するものとします。

第7条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を準用します。

営業継続費用担保追加条項(サイバー保険用)

(2016年6月30日以前保険始期契約用)

<用語の定義（五十音順）>

この追加条項において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
営業	被保険者が行う日本国内における営業のうち、保険証券記載の業務をいいます。
営業継続費用	<p>標準営業収益に相当する額の減少を防止または軽減するため に復旧期間内に生じた必要かつ有益な費用のうち通常要する費 用を超える部分（以下「追加費用」といいます。）をいい、同期 間に支出を免れた費用がある場合はその額を差し引いた額を いいます。ただし、次の①から③の費用は追加費用に含まない ものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 営業阻害事故の有無にかかわらず、営業を継続するために 支出を要する費用 ② 営業阻害事故が発生した施設（注）を事故発生直前の状態 に復旧するために要する一切の費用。ただし、この費用のう ち、復旧期間を短縮するために復旧期間内に生じた必要かつ 有益な費用のうち通常要する費用を超える部分は、それによ って軽減できた追加費用の額を限度として、追加費用に含め るものとします。 ③ 一時使用のために取得した物件の復旧期間終了時における 時価部分 <p>(注) 施設 ネットワーク構成機器・設備、情報機器および情報メ ディアを含みます。</p>
営業収益	「売上高」によって定める営業上の収益をいいます。
営業阻害事故	ネットワーク構成機器・設備の機能の全部または一部が停止 することにより、営業の遂行の全部または一部が休止または阻 害されることをいいます。
特約条項	情報サービス業者・電気通信事業者特約条項（サイバー保険 用）をいいます。
ネットワーク構成 機器・設備	被保険者が所有、使用または管理するすべてのネットワーク を構成するコンピュータ、周辺機器、およびこれらを結ぶ通信 用回線設備をいいます。
標準営業収益	<p>事故発生直前12か月のうち復旧期間に応当する期間の営業収 益をいいます。ただし、営業につき次の①または②のいずれか に該当する特殊な事情がある場合は、被保険者と当会社との協 議による合意に基づき公正な調整を行った後の営業収益をい うものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 復旧期間が1か月に満たない場合等、事故発生直前12か月 のうち復旧期間に応当する期間の営業収益の把握が困難な場 合 ② 事業買収、事業売却等により事故発生直前12か月の営業収

	益を基準として標準営業収益とすることが適当でない場合
普通約款	賠償責任保険普通保険約款をいいます。
復旧期間	保険金支払の対象となる期間であって、事故が発生した時に始まり、ネットワーク構成機器・設備の機能が復旧した時に終わります。ただし、いかなる場合も保険証券記載の約定期間を超えないものとします。
保険金額	保険証券記載のこの追加条項に係る保険金額をいいます。
免責時間	保険証券記載のこの追加条項に係る免責時間をいいます。

第1条（当会社の支払責任）

- (1) 当会社は、特約条項第1条（当会社の支払責任）に規定する事故（注）が生じたことに起因する営業阻害事故によって生じた被保険者の営業継続費用に対して、保険金を支払います。
- (2) 同一の原因により、2以上のネットワーク構成機器・設備の機能が停止した場合または同じネットワーク構成機器・設備でその機能が2回以上停止した場合は、これらの停止を一括して1営業阻害事故とみなし、最初にネットワーク構成機器・設備の機能が停止した時に営業阻害事故が発生したものとみなします。
- (3) この追加条項における被保険者は、記名被保険者とします。

(注) 事故

情報の漏えいのおそれを含みます。

第2条（保険金を支払わない場合）

当会社は、次の①から⑯のいずれかに該当する事由によって生じた営業継続費用に対しては、保険金を支払いません。なお、⑨から⑯については、発生原因にかかわらず、営業阻害事故がこれらの事由によって拡大して生じた損失に対しても、当会社は保険金を支払いません。

- ① 普通約款第4条（保険金を支払わない場合）および特約条項第5条（保険金を支払わない場合）に規定する事由または行為
- ② 国または公共機関による法令等の規制
- ③ ネットワーク構成機器・設備の復旧または営業の継続に対する妨害
- ④ 賃貸借契約等の契約または各種の免許の失効、解除または中断
- ⑤ 被保険者の構外にある他人に貸与されているネットワーク構成機器・設備の損害または損壊
- ⑥ 被保険者に対する電気、ガス、水道もしくは工業用水道の供給の中止または阻害
- ⑦ 保険契約者または被保険者（注1）の法令違反
- ⑧ 被保険者でない者がこの追加条項の規定により当会社が支払うべき保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者（注2）の法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
- ⑨ 労働争議
- ⑩ 政変、国交断絶、経済恐慌、物価騰貴、外国為替市場の混乱または通貨不安
- ⑪ ネットワーク構成機器・設備の能力を超える利用または他の利用者による利用の優先。ただし、そのネットワーク構成機器・設備の能力を超える利用が第三者の故意または悪意によって行われたことを保険契約者または被保険者が立証した場合を除きます。
- ⑫ ネットワーク構成機器・設備の操作者または監督者等の不在
- ⑬ 脅迫行為
- ⑭ ファイアウォールを通過せずに行われた不正アクセス

- (15) 受取不足または過払い等の事務的または会計的過誤
- (16) 債権の回収不能、有価証券の不渡りまたは為替相場の変動
- (17) 被保険者が、顧客または取引先等に対して法律上または契約上負うべき責任を負担すること。

(注1) 保険契約者または被保険者

保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役、執行役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます

(注2) その者

その者が法人である場合は、その理事、取締役、執行役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

第3条（免責時間）

- (1) 当会社は、営業阻害事故が連続して免責時間を超えて継続した場合のみ保険金を支払います。
- (2) 免責時間は営業阻害事故の発生した時を含む日の午前0時（注）から起算するものとします。

(注) 午前0時

日本国の標準時によるものとします。

第4条（保険金の支払額）

- (1) 1回の営業阻害事故につき当会社が支払うべき保険金の額は、営業継続費用の額から免責金額を差し引いた額とします。ただし、保険金額を限度とし、保険金を支払うべき事故が保険期間中2回以上生じても、当会社が支払うべき保険金の額は、保険期間を通じて、その保険金額を限度とします。
- (2) (1)に規定する限度額は、保険証券記載の総保険金額に含まれるものとします。

第5条（読み替規定）

当会社は、この追加条項の適用にあたっては、普通約款の規定上「事故」とあるのを、「営業阻害事故」と読み替えて適用するものとします。

第6条（他の追加条項との調整）

この追加条項により支払われる保険金が利益担保追加条項（サイバー保険用）により支払われる収益減少防止費用と重複する場合は、当会社は、この追加条項に優先して利益担保追加条項（サイバー保険用）よりその保険金を支払うものとします。

第7条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を準用します。

事故対応特別費用担保追加条項(株式会社サイバーセキュリティクラウド用)
(2016年7月1日以降保険始期契約用)

<用語の定義（五十音順）>

この追加条項において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
家族	<p>次の①から③に掲げる者をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 本人の配偶者 ② 本人またはその配偶者と生計を共にする同居の親族 ③ 本人またはその配偶者と生計を共にする別居の未婚の子
個人情報データベース等	<p>個人情報を含む情報の集合物であって、次の①または②に掲げるものをいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 特定の個人情報をコンピュータにより検索することができるよう体系的に構成したもの ② 個人情報を一定の規則に従って整理することにより特定の個人情報を容易に検索することができるよう体系的に構成した情報の集合物であって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するもの
サイバー攻撃	コンピュータネットワーク、インターネット等を利用してサイバー、コンピュータネットワーク等に不正に侵入し、情報の詐取、破壊および改ざんならびにシステムを機能不全に陥れることをいいます。
情報機器等修理費用	被保険者が所有、使用または管理するネットワーク構成機器・設備が損壊した場合における修理費用をいいます。
情報漏えい対応費用	<p>次の①から④に掲げる費用をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 情報の漏えいまたはそのおそれの再発防止を目的とした第三者による証明または外部機関による認証の取得に係る費用 ② 個人情報の漏えいまたはそのおそれに関して、個人情報を漏えいされた、またはそのおそれがある本人に対する見舞金、見舞品（注）の購入費用および見舞品（注）の発送費用。ただし、社会通念上妥当な費用にかぎり、かつ、見舞金については1名あたり1,000円を限度とします。 ③ 情報の漏えいまたはそのおそれに関して、情報を漏えいされた、またはそのおそれがある法人に対する見舞品（注）の購入費用および見舞品（注）の発送費用。ただし、社会通念上妥当な費用にかぎり、かつ、被保険者が製造または販売する製品については、合算でその製造原価相当額にかぎり、1法人あたり30,000円を限度とします。 ④ 漏えいした、またはそのおそれのある情報の不正使用を監視するための費用 <p style="text-align: center;">(注) 見舞品</p>

	有体物にかぎります。
データ復旧費用	被保険者が所有、使用または管理する情報が消去または損傷した場合において、その情報を修復もしくは復旧する、またはその情報と同種同等の情報を再作成もしくは再取得する費用をいいます。
特約条項	情報サービス業者・電気通信事業者特約条項（サイバー保険用）をいいます。
ネットワーク構成機器・設備	日本国内に所在する被保険者が所有、使用または管理するすべてのネットワークを構成するコンピュータ、周辺機器、およびこれらを結ぶ通信用回線設備をいい、携帯式通信機器およびこれらの付属品を含みます。
被保険者	記名被保険者をいいます。
普通約款	賠償責任保険普通保険約款をいいます。
本人	個人情報によって識別される特定の個人をいいます。

第1条（当会社の支払責任）

- (1) 当会社は、特約条項第1条（当会社の支払責任）に規定する事故が生じたことにより、この保険契約による保険金の支払対象となる損害が発生するおそれのあることを被保険者が知った場合において、特約条項第2条（保険期間および請求提起地と保険責任の関係）(1)の規定にかかわらず、**その事故に対応するため**被保険者が支出した次の①から⑯に掲げる費用に対して、保険金を支払います。ただし、社会通念上妥当な費用にかぎり、事故が生じなかったとしても発生する費用を除きます。なお、有益な第三者のコンサルティングまたは類似の指導等を受けるために要した費用のうち、必要と認められる費用を含みます。
- ① 文書（注1）作成のために要する費用
 - ② 増設コピー機の賃借費用
 - ③ 事故現場の保存、事故の状況調査およびその記録に要する費用。なお、写真撮影費用を含みます。
 - ④ 事故の原因調査および再現実験に要する費用（注2）ならびに事故の再発防止策を実施する費用
 - ⑤ 事故の拡大の防止に努めるために要した費用
 - ⑥ 使用人等を事故現場に派遣するために要する人件費、交通費、宿泊費等の費用
 - ⑦ 通信費用および謝罪文の作成、送付等に要した費用
 - ⑧ 使用人等の超過勤務手当
 - ⑨ 臨時雇入費用
 - ⑩ 新聞、雑誌、テレビ、ラジオもしくはこれらに準じる媒体による謝罪または再発防止に向けた取り組みを公表する等、信頼回復のための会見、発表、広告等のために支出した費用
 - ⑪ コールセンターの設置、運営等の費用
 - ⑫ 弁護士等への相談費用
 - ⑬ 被保険者がその事故について他人に損害賠償の請求（注3）をすることができる場合において、他人に対して損害賠償請求を行うための争訟費用
 - ⑭ 情報漏えい対応費用
 - ⑮ データ復旧費用

(16) 情報機器等修理費用

- (2) 当会社は、特約条項第2条（保険期間および請求提起地と保険責任の関係）(1)の規定にかかわらず、不正アクセス等のおそれが次の①から③までに掲げるいずれかによって発見されたことにより、不正アクセス等の有無を判断するため被保険者が支出した外部調査機関への調査依頼費用ならびに(1)④および⑯の費用（注4）に対して、保険金を支払います。ただし、社会通念上妥当な費用にかぎり、不正アクセス等のおそれが発見されなかったとしても発生する費用を除きます。なお、この項において、(1)④の「事故」は「不正アクセス等のおそれ」と読み替えて適用します。
- ① 公的機関からの通報（注5）
 - ② 被保険者が所有、使用または管理するネットワークのセキュリティ運用管理を委託している会社等からの通報または報告
 - ③ 株式会社サイバーセキュリティクラウドからの通知
- (3) 個人情報の漏えいまたはそのおそれに関して、当会社が(1)①から⑯に規定する費用に対して保険金を支払うのは、個人情報の漏えいまたはそのおそれが生じたことが、保険期間中に次の①から④に掲げる事由のいずれかがなされることにより客観的に明らかになる場合にかぎります。
- ① 不正アクセス等が生じたことの当会社への書面による通知
 - ② 被保険者が行う新聞、雑誌、テレビ、ラジオまたはこれらに準じる媒体による会見、発表、広告等
 - ③ 本人またはその家族への謝罪文の送付
 - ④ 公的機関に対する文書による届出または報告等

(注1) 文書

相手方当事者または裁判所に提供する文書にかぎります。

(注2) 事故の原因および再現実験に要する費用

意見書および鑑定書の作成に要する費用を含みます。

(注3) 損害賠償の請求

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

(注4) (1)④および⑯の費用

実際に不正アクセス等が生じていた場合に支出した費用を除きます。

(注5) 公的機関からの通報

不正アクセス等の被害の届出およびインシデント情報の受付等を行なっている独立行政法人または一般社団法人からの通報を含みます。

第2条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当会社は、普通約款第4条（保険金を支払わない場合）および特約条項第5条（保険金を支払わない場合）に規定する事由または行為に起因して発生した前条(1)および(2)に規定する費用に対しては、保険金を支払いません。
- (2) 当会社は、次の①から⑥に掲げる事由に起因して発生した前条(1)および(2)に規定する費用に対しては、保険金を支払いません。
- ① 利用目的（注1）の達成に必要な範囲を超えた個人情報の取扱いに起因する個人情報の漏えいまたはそのおそれ
 - ② 偽りその他不正な手段により取得した個人情報の取扱いに起因する個人情報の漏えいまたはそのおそれ
 - ③ サーバーおよびその他記憶媒体に記録された個人情報データベース等に有効なアクセス制限が設けられていないことに起因する個人情報の漏えいまたはそのおそれ

- ④ 被保険者の個人情報の取扱いが法令に違反し、主務大臣等によりその違反を是正するためには必要な措置をとるべき旨の勧告、命令等がなされた場合において、その命令、勧告等がなされてから被保険者が必要かつ適正な措置を完了するまでの間に新たに発生したその違反に起因する個人情報の漏えいまたはそのおそれ
 - ⑤ 政治的、社会的、宗教的もしくは思想的な主義もしくは主張を有する団体・個人またはこれと連帶するものが、その主義もしくは主張に関して行う暴力的行為もしくは破壊行為（注2）またはこれらの行為が発生するおそれによる起因する個人情報の漏えいまたはそのおそれ
 - ⑥ 被保険者の役員に関する個人情報が漏えいしたこと。
- (3) 当会社は、次の①から⑨に掲げる事由に起因して発生した前条(1)および(2)に規定する費用に対しては、保険金を支払いません。
- ① 被保険者が商品またはサービスの販売または提供を中断、終了または内容変更したことによる起因する企業情報の漏えいまたはそのおそれ
 - ② 被保険者が労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）で規定される労働者派遣事業を行っている場合において、派遣労働者が派遣先で行った行為による起因する企業情報の漏えいまたはそのおそれ
 - ③ 被保険者が他人に対して企業情報を提供し、もしくはその取扱いの全部または一部を委託し、または他人との間で企業情報を共同利用したことによる起因する企業情報の漏えいまたはそのおそれ
 - ④ 被保険者が他人から企業情報を提供され、もしくはその取扱いの全部または一部を委託されたことによる起因する企業情報の漏えいまたはそのおそれ
 - ⑤ 被保険者が企業情報を共同利用している場合において、共同利用している間に企業情報漏えいが発生したこと。
 - ⑥ 被保険者が偽りその他不正な手段により取得した企業情報を漏えいさせたこと。
 - ⑦ サーバーに記録された企業情報に有効なアクセス制限等が設けられていないことによる起因する企業情報の漏えいまたはそのおそれ
 - ⑧ 政治的、社会的、宗教的もしくは思想的な主義もしくは主張を有する団体・個人またはこれと連帶する者が、その主義もしくは主張に関して行う暴力的行為もしくは破壊行為（注2）またはこれらの行為が発生するおそれによる起因する企業情報の漏えいまたはそのおそれ
 - ⑨ 企業情報が正確でない、または最新の情報でないこと。

(注1) 利用目的

被保険者が本人に通知し、または公表する個人情報の利用の目的をいいます。

(注2) 暴力的行為もしくは破壊行為

政治的、社会的、宗教的もしくは思想的な主義または主張を伴わないサイバー攻撃を除きます。

第3条（当会社の支払限度額）

- (1) 1回の事故について、当会社がこの追加条項により支払うべき保険金の額は、次の算式によって得られた額とします。ただし、1回の事故について、保険証券に記載された1事故保険金額を限度とし、保険期間を通じて、保険証券に記載された総保険金額を限度とします。

$$\left(\text{第1条(当会社の支払責任)} - \frac{\text{保険証券に記載された免責金額}}{\text{保険証券に記載された費用の合計額}} \right) \times \text{縮小支払割合}$$

(2) (1)に規定する額は、特約条項第4条（責任の限度）(2)に規定する総保険金額に含まれるものとします。

第4条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならび特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

支払責任の読み替えに関する追加条項（サイバー保険用）

第1条（読み替規定—用語の定義）

当会社は、この追加条項が付帯された保険契約においては、情報サービス業者・電気通信事業者特約条項（サイバー保険用）（2016年7月1日以降始期契約用）（以下「特約条項」といいます。）の用語の定義における不正アクセス等の定義を次のとおり読み替えて適用します。

[

用語	定義
不正アクセス等	<p>ネットワークの正当な使用権限を有さない者によって、次の①から③のいずれかに掲げる行為が実施されることをいいます。</p> <p>① 他者のIDまたはパスワード等を使用して他者になりますことによって行なわれる、またはファイアウォールを設置したネットワーク構成機器・設備上において行なわれる、使用権限を制限することにより保護されている情報メディアまたは機能の、ネットワーク上での閲覧、使用、改ざん、破壊または消去</p> <p>② ネットワーク構成機器・設備を管理する者がそのネットワーク構成機器・設備上での使用を認めていない情報メディアの、そのネットワーク構成機器・設備へのインストール</p> <p>③ DDoS攻撃（注）</p>

（注） DDoS攻撃

分散している複数のコンピュータから、インターネット上でWEBサービスやメールサービス等を提供しているサーバ等に対して過剰な負担を与えることによって、当該サービスを妨害する行為をいいます。

]

第2条（読み替規定—当会社の支払責任）

この追加条項が付帯された保険契約においては、「特約条項」第1条（当会社の支払責任）を次のとおり読み替えて適用します。

[

第1条（当会社の支払責任）

当会社は、普通約款第1条（当会社の支払責任）の規定にかかわらず、被保険者が保険証券に記載された業務を遂行するために、次の①または②に掲げる事由（注1）（以下「事故」といいます。）に起因して提起された損害賠償請求について、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害（以下「損害」といいます。）に対して、保険金を支払います。

- ① ネットワークの所有、使用もしくは管理または情報メディアの提供にあたり生じた偶然な事由偶然な事由
- ② 情報の漏えいまたはそのおそれ

(注1) ①または②に掲げる事由

10Gbps以上のDDoS攻撃（注2）またはゼロデイ攻撃（注3）を受けたことにより生じた①または②の事由をいいます。

(注2) DDoS攻撃

分散している複数のコンピュータから、インターネット上でWEBサービスやメールサービス等を提供しているサーバ等に対して、過剰な負担を与えることによって、当該サービスを妨害する行為をいいます。

(注3) ゼロデイ攻撃

コンピュータのオペレーティングシステム（注4）およびソフトウェアの開発元において脆弱性（注5）の認識がなく対策も存在しない場合、または脆弱性（注5）が認識されてから修正プログラム（注6）が提供されるまでの期間に当該脆弱性（注5）に関連させて当該コンピュータやソフトウェア等に影響を及ぼすような行為をいいます。

(注4) オペレーティングシステム

コンピュータの入出力や同時並行処理などを管理するプログラムをいいます。

(注5) 脆弱性

コンピュータのオペレーティングシステム（注4）やソフトウェアにおけるセキュリティ上の弱点をいいます。

(注6) 修正プログラム

コンピュータのオペレーティングシステム（注4）やソフトウェアの修正を行うためのプログラムをいいます。

」

第3条（普通保険約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、賠償責任保険普通保険約款ならびに特約条項およびこれらに付帯する他の追加条項の規定を適用します。